

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三十三号

昭和四十七年五月三十一日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村千一郎君

理事 木村武千代君

理事 中川 一郎君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 村田敬次郎君

理事 森 美秀君

理事 吉田 実君

理事 藤田 高敏君

理事 山口 鶴男君

理事 貝沼 次郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

内閣総理大臣官

房審議室長

総理府人事局長

総理府恩給局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

厚生大臣官房審

議官

運輸政務次官

佐藤 孝行君

運輸省鉄道監督

局国有鉄道部長

自治省行政局長

務員部長

林 忠雄君

委員外の出席者

大蔵省主計局共

済管理官

鈴木 吉之君

日本専売公社総

裁

北島 武雄君

日本専売公社管

理調整本部職員

石井 忠順君

部長

日本国有鉄道共

済事務局長

関根 昇一君

日本電信電話公

社厚生局長

大守 坦君

大蔵委員会調査

室長

末松 経正君

委員の異動

五月三十一日

倉成 正君

補欠選任

山口 鶴男君

同日

平林 剛君

補欠選任

山口 鶴男君

同日

平林 剛君

同日

同日

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

齋藤委員長 これより会議を開きます。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額に規定する法律等の一部

を改正する法律案、昭和四十二年以後におけ

る公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組

合が支給する年金の額に規定する法律及び公共

企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

の両案を一括して議題といたします。

両案は、昨三十日提案理由の説明を聴取いたし

ております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 共済二法に対して質問をいたし

ますが、まず、共済組合の年金等いわゆる給付の

算定基礎となる俸給の問題について質問をいたし

たいと思います。

御承知のように、特に長期給付を例にとります

が、長期給付の算定は、組合員の俸給と勤続年数、

組合員年数、ごういものが基礎になって算定をさ

れるわけでありますが、公共企業体職員等共済組

合法と国家公務員共済組合法におきまして、非常

に重要な格差があるわけでありまして、公企体共済

の場合には、退職時における最終俸給、これが計

算の基礎になる。公務員の場合には、あるいは地

方公務員等の場合も同じであります。退職前三

か年の平均ということになるわけでありまして。

この問題は、いろいろ当初のこのような制度の

差を設けた理由というふうなものもそれなりに

あったわけだし、また当時の経済情勢、ごうい

うなもの比較的安定をしておったというふうか、

激動の経済情勢というふうなものではない、ごうい

うふうか、

ごうい

ころもあったわけ、特に賃金の激変というよう

なものがありあつた時代だというふう

に考えられるわけでありまして、最近に至りますと、

年率一〇%をこえる賃上げが行なわれ、特に四十

五、六、七、三三年等は、大体一七、八%から

一三%くらいの間で動いている、ごうい

うことになりまして、年金においてごうい

う制度をとっているがゆえに非常に大きな格差が出る、ごうい

うことになりまして。

試みに私が算術的な計算をしてみまして、四十

五年に十万であったものが、四十六年には一五%

かりに上がったとして十一万五千円になる、四十

七年にさらに月額一万七千円ぐら

い上がるという

ことで十三万二千円になる、ごうい

うことになりまして、

国家公務員の場合にこれを平均いたしますと、十一

万五千六百六十七円になる。これを十二倍いたし

ますと百三十八万八千四百、ごうい

う数字になる

わけです。これが同じような賃上げが公企体で行

なわれたといたしますと、公企体は最終の十三万

二千円、ごうい

うことになりまして、

いゆる俸給年額というのは百五十八万四千円に

もなる、ごうい

うことになりまして、

それで、ち

ょうど両方とも勤続三十年だ、ごうい

うことになりまして、

これを計算してみますと、年金額は、国家公務員

の場合には六十五万七千九百円という年額にな

る。公企体の場合には八十六万九千円というこ

とになりまして、ごうい

うことになりまして、

年額で二十一万一千百円という大

きな開きになってしま

うことになりまして、

月額にして一万七千六

百円、ごうい

うことになりまして、

取り扱いは差というものでこれだけの差がつい

てしま

うことになりまして、

前に私、この問題を質

問いたしましたが、その際述べられたような理由

ではもはや説明のつかない、納得のできない数字

になってるんじゃないかと思

うわけでありまして、

ごうい

うことになりまして、

この問題についてどのような考えを持

つてお

非常に複雑になっておりまして、どういふ部分を
通算するかという問題が常に問題になっており
ます。そのつどこの委員会における審議を通じて
各種の通算の問題が出てまいりましたが、いま私
どもがずっと議論を続けてきて残っておる問題と
いうのは、かつて制度がなかつた時代に、公務員
の場合、若干の年限雇用人として勤務して退職し
てまた再就職をしたというふうな人たちの取り扱
いの問題、これは国家公務員の場合もまた地方公
務員の場合もそういう事例があるわけでありま
す。昭和二十三年七月のいわゆる旧法といわれる
ものの制定の前あるいはあと、こういうふうな
ところにそういう事例がある。この通算をどうする
かという問題が一つであります。

それからもう一つは、何回かの法改正をやりな
がら、外国政府職員あるいは満鉄等外国特殊法人、
たぶん九つくらいだと思いますが、そういうこと
ろに当初勤務をしておいて、終戦によって内地に
引き揚げた、そしてそれぞれ公企業なりあるいは
公務員として就職をした、そういう人たちの通算
の問題。特に外国政府あるいは外国特殊法人、こ
ういうふうなものについては、最初資格期間とし
て認める。第二段階としては、実期間として、
いわゆるこちらの恩給公務員相当と認められる地
位ということで、向こうにおける満鉄等特殊法人
における恩給公務員相当期間としての職員期間、
これは職員の下に準職員があるとかあるいはその
下に雇用人期間があるとか、こういうことであり
ますが、職員期間を認めた。それでも権衡が保た
れないではないかということから、さらに一歩を
進めて、第三段階として、雇用人についても、内
地に引き揚げてから「他に就職することなく」と
いうような条件もたぶんついておったと思いま
すが、一年以内でそれの官公署あるいは国鉄等
に、いまの公企業等に就職をされる、そういう者
については、そういう制限をつけながらも通算を
認めよう、こういうことであります。それでは、
そこまで来たのですけれども、いま現にそれぞれ
のところ一年という問題が妥当なのかどうか。

一年でなかった、引き揚げ後一年と十日たつて
おった、あるいは一週間超過しておった、極端な
のは三日くらいずれたということでも適用されな
い、こういうような事例も見られる。したがって、
事の本質において同じなんだから、そういう一年
という非情な線を引いて、それ以上にわたつた者
はたとえ一日であっても一カ月であっても、とい
うような形で適用されないということによつて非
常に苦痛を味わわなければならない人たちが今日
存在をする。こういう問題がいま残っておる問題
だと思ふのであります。

これは累次にわたつて皆さんにもそれぞれそう
いふ問題について改善するようにと要求をしてき
たところでありまして、これらの問題について、
共済組合期間として通算を認めていくという措置
がとられることが、最もこの共済組合法の趣旨に
も合うことであるし、いまでもやってきた経過を
踏まえてみて、当然そこまでやってきた経過を
踏まえてみて、当然非常に強いわけでありまして、
問題の处理的な面も非常に強いわけでありまして、
沖繩返還で戦後が終わつたという説もあるわけ
ですけれども、まだまだこういう点で戦後処理が終
わつていないという面もあるわけでありまして、そ
ういう多面的な要素を見て、この問題についても、
私はこの辺で、毎年そういう人たちが繰り返す
繰返し血の出るような陳情を受けるというよう
なことを解決してあげることが、非常に大事なこ
とだと思ふのであります。外国特殊法人といえ
ば大体満鉄が中心でありますので、この問題の取
り扱いについて、まず運輸省の見解を、そしてそ
のあと大蔵省の見解をお聞きいたしたいと思ふわ
けであります。

○秋富政府委員 この問題につきましては、昨年
も本委員会におきましてしばしば御質問になりま
した問題であります。また平素も、この問題につ
きまして関係者からもいろいろと事情を聞いてい
るわけでございます。現在、国鉄の関係について
は東京都、福島県、その他全国の中で関係十七府
県につきましてこれを調査いたしました結果、

果、六百七十四名該当するわけでございますが、
そのうち一年以内が五百三名、すなわち七五%を
占めておるわけでございます。一年をこえ一年半
以内が七%、一年半をこえ二年以内が八%、二年
をこえ二年半以内が五%、それ以上の者が五%、
このいふ実情が満鉄の関係でございます。これ以
外、いわゆる華北鉄道あるいは華中鉄道といつ
たようなところも、これに類する該当するもので
ございまして、現在までのところ、いろいろと手
段は講じておりますが、まだ実態を把握していな
いという状態でございます。これにつきましても、
漸次そういう人々が年齢的にも五十をこえてきて
おりますし、退職期限も迫っている人が多いため
でございますが、御承知のように、これは国鉄職
員だけの問題でなくて、国家公務員、地方公務員
との関連が一貫した問題でございますので、なお
今後関係の省と折衝しながらこの問題は進めてい
かなければならぬ、こういうふうな考えでござい
ます。

○吉瀬政府委員 国鉄につきましては、いま秋富
部長から御答弁申し上げたようなことございま
すが、非現業のほうの一般の職員につきましても、
なおその一年以内で救済される割合が低い。二〇
から大体三〇%ぐらいの間ではなからうかと私聞
いております。第六十五国会における附帯決議も
ございまして、その後関係の各方面からのお話も
ございまして、大体この八月末をめどにいたし
まして、相当広範な実態調査を連合会で行なつて
おるわけでありまして、結論は、この秋から冬にか
けて出るのでなからうかと。これを踏まえて、ま
どの程度のことを期間につきましても処置をされば
相当大多數の人が救済できるかどうかということ
につきましても、鋭意検討いたしたいと思つて
おります。

○広瀬(秀)委員 この実態調査をしてみたいとい
うことは私もわかります。これは非常にいい
ことではありますし、ぜひすみやかにやつてこの実
態把握につとめていただくということございま
すが、きょうは自治省は呼んでおりませんけれど
も、これは国鉄あるいはその他の公社にも、それ

ぞれ該当者がおられるはずであります。地方自治
体にはわりあい多いのであります。そういうもの
も踏まえて、これはやはり統一的にそれらの問題
を解決していただくことが非常に必要なことだと
信じておりますが、電電公社の場合、いま私が申
上げた、最初から満州電電につとめられて、引
き揚げて一年以上たつて公社に就職されたとい
う方、専売公社の場合にも、向こうでやられたら
関係の何とかいふ会社がありましたが、これから
引き揚げられて同じようなケースで就職されて現
在に至つておる、こういうふうな人々がおるはず
であります。この通算の問題について運輸省から
答えられたけれども、皆さんの気持ちとして
も、これは当然通算を認めてあげたい、こういう
気持ちがあつてしかるべきだと私は思うので
すが、念のために公社からも聞いておきたいと思
うわけでありまして。

○大守説明員 お答えいたします。
電電公社の場合には、旧満州電電、華北電電、
華中電電その他からの引き揚げ者で一年以上経過
して再就職をしたという者は、概数で千五百名程
度でございますが、その中には、雇用人ばかりで
なくて、恩給公務員も含んでおりますので、した
が、いま、今後実態調査をいたしまして計数の
把握をいたしたいと思つておりますが、その問題
は、先ほどからお話もございましたとおり、私ど
も共済組合独自の問題でございまして、国
家公務員あるいは他の公社の共済組合等とも十分
連絡を密にいたしまして、今後慎重に検討させて
いただきたいと思います。

○関根説明員 先ほど運輸省の国鉄部長並びに大
蔵省から御答弁のあつた趣旨といたしまして電電
公社から御答弁のあつた趣旨で、全く同様な考
え方でございます。

○石井説明員 先ほど来お話がありましたとお
り、専売公社につきましても全く事情は同様で
ございまして、同じように考えております。
○広瀬(秀)委員 公企業関係は運輸省が担当省で
ありますから、運輸省が代表して答えられたこと

でけつこうなんだけれども、三公社の場合におきましても、いまおっしゃったように慎重に扱いたいというようにただけでなしに、やはりこれはあなた方の職員の問題であります。したがって、この人たちはいろいろな面で、最初就職するときにも若干不利な給与の格づけを受ける。そして向こうの年限が通算をされなければ、今度は俸給も低いし、年限の通算ということがなければ年金における非常な決定的な差もつく。こういうようなことにもなるはずであります。しかしちようど昭和二十年なり二十三年あたりに引き揚げてこられたという方々も、それ以来ことごとくもう二十年、三十年くらいで引き揚げた人たちがもう退職の時期に来ている。やめるにやめられぬというやうな深刻な事情を私どもに訴えにくる諸君が、非常に多いわけでありませう。官側、当局側からは五十五歳退職を懲懲されるのだけれども、満州においたために、あの混乱の時期に内地に帰って、結婚もおくれた、子供も小さい、とてもやめられぬ、何とかこの問題が決着がつかぬとやめられぬのだというやうなことで、かなりきびしい退職強要の中に、どうにも目をつぶって、がんばらざるを得ない。もう少し置いてもらいたいというやうな切実な問題もあるわけなんです。だから、そういう点で、三公社の立場においても、慎重にいたしますというやうな御返事ではなくて、担当省の運輸省にも積極的にとしどし要求として出していくべきだし、それを受けて担当省の運輸省も、それから最後の決定権を持っているというか、そういう立場にある大蔵省、こういうところが、そういう新旧の交代というやうな、人事のスムーズな交代というやうなこともそういう面で非常に支障があるというやうな状況をも十分勘案をして、しかもいまままでやってきた経過からいって、一年でもう切ってしまう、あとはもう取り残したものはかまわないというのではなしに、これも先ほども戦後処理という問題を言いましたけれども、そういう要素も加えて、これは早急の間に実施を

していただくように私は強く要望をいたしておきたいと思うのですが、政務次官、その問題についてだじょうぶだ、実態調査を把握した段階において私が申し上げたやうなことに付いて実行に移して、わずかの差で一年という制限に触れて適用されないというやうな人々、これも一年が正しいのかあるいは三年まで延ばすのかというやうないろいろな技術的な問題があるかと思ひますが、先ほど吉瀬次長も、大部分が救われるという形に持っていくたいというやうなことでありますが、ひとつオーソライズする意味において、次官からの御答弁をこの際いただいております。次官からの御答弁の關係のものを十分私どもも陳情を受けておりますが、そのたびに戦後は終わらないというやうな気持ちを抱いております。いま各現業の担当者も科学的なやうなものが必要でございます。それが十分にした上、適用期間の問題もございしますが、早急の間に前向きな姿勢で十分取り組んでいきたいというやうに考えております。

○田中(六)政府委員 まさしく満州やシナ大陸あたりの關係のものを十分私どもも陳情を受けておりますが、そのたびに戦後は終わらないというやうな気持ちを抱いております。いま各現業の担当者も科学的なやうなものが必要でございます。それが十分にした上、適用期間の問題もございしますが、早急の間に前向きな姿勢で十分取り組んでいきたいというやうに考えております。

○吉瀬政府委員 この問題につきましましては、あくまでも戦争前外地に勤務していた、しかも終戦のときに引き揚げの非常な困難な状況のもとにおられた方々、しかも引き揚げ及び戦争前後の混乱、これに際しましてやむを得ず断続期間があったというやうな方がやはり中心ではなかるか、私どももそう理解しているわけでございます。引き揚げてほかに就職して、何か五、六年たつてまた昔の同種のところに入ったとか、そういうやうな方々

は、やはり別ではなかるか。そういう点で、やはり実態調査の結果、終戦前後の混乱に基因するやむを得ない事情、こういうことがやはり一つの判断基準になるのじやなかるか。いま先生が御指摘になりましたのとおり、一年か一年半になった、それではさらに十日はどうか、ずるずるといった、と全然制限がなくなる。おそらく御質問の趣旨はそうじやなくて、やはり真にやむを得ずというやうな事情に置かれた方々を何とかこの際救済しよう、こういう御趣旨ではなかるか、こう思っております。私どもは実態調査の結果を受けております。先ほど国鉄関係では一年以内が七五%、こういうやうなこともありましたが、私どももそういういわゆる緊急事態に際して、こまめにやむを得ない事情であるというやうな状況に十分把握いたしまして、もしそれが真に救済を要するやうな事情が認められましたならば、来年度におきまして何らかの手段をとりたい、こう考えております。

○吉瀬政府委員 この問題につきましましては、あくまでも戦争前外地に勤務していた、しかも終戦のときに引き揚げの非常な困難な状況のもとにおられた方々、しかも引き揚げ及び戦争前後の混乱、これに際しましてやむを得ず断続期間があったというやうな方がやはり中心ではなかるか、私どももそう理解しているわけでございます。引き揚げてほかに就職して、何か五、六年たつてまた昔の同種のところに入ったとか、そういうやうな方々は、やはり別ではなかるか。そういう点で、やはり実態調査の結果、終戦前後の混乱に基因するやむを得ない事情、こういうことがやはり一つの判断基準になるのじやなかるか。いま先生が御指摘になりましたのとおり、一年か一年半になった、それではさらに十日はどうか、ずるずるといった、と全然制限がなくなる。おそらく御質問の趣旨はそうじやなくて、やはり真にやむを得ずというやうな事情に置かれた方々を何とかこの際救済しよう、こういう御趣旨ではなかるか、こう思っております。私どもは実態調査の結果を受けております。先ほど国鉄関係では一年以内が七五%、こういうやうなこともありましたが、私どももそういういわゆる緊急事態に際して、こまめにやむを得ない事情であるというやうな状況に十分把握いたしまして、もしそれが真に救済を要するやうな事情が認められましたならば、来年度におきまして何らかの手段をとりたい、こう考えております。

あるわけですか。
〔委員長退席、木野委員長代理着席〕
そういうのが大部分なんです。実際に、できれば国鉄に早く入りたいていってわざわざ行つた。行つても、いや、いまところをさういふことはどこからもきていないというところで帰された。そのうちさういふ事態があったら通知を出すからといって、待てど暮らせど来なかつた。そのうちに一年は過ぎちゃつた、こういうやうな人々がいる。それは結局またばらばらになつていく。しかもさういふしつかりした文書がいま把握できるかというやうなことになる。どういふ手段をもって連絡をし、採用するんだという方針を知らせるかというやうなことに付いては、全くあの混乱の時期において、いま私が具体例をあげたやうなかつたやうなものが大体あつて、意思はあつたけれども就職できなかった。そしてその間において日雇いをやつたり、あるいはかきつき屋をやつたというやうなことで、その間からうじて生き長らえてきた。そのうちにひよつとした機会に駅に掲示があつたので、それで飛びついたら、いろいろなケースがあるわけ、かなり弾力性を持った態度でその間の事情というものはあの特異な状況下における問題として見る必要があるだろう。このことだけはぜひ次長にも知っておいていただかなければならぬと思ひますので、たいへんくだいようであります。そのことだけ言っておきたいと思ひます。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕
そこで今度は次の問題に移りますが、年金の課税の問題です。いま年金というものは、そもそも老齢者保護という社会政策的な見地に立つて設けられた思想であるし、しかも年金によつて老後の生活が少なくとも適正に保障されるという期待感のもとにこの制度というものは存在していると思ひます。これについて、どうも給与所得とみなして課税をするという今日の課税のあり方——もちろん廃疾年金であるとか障害年金であるとか

いうものについて、あるいは遺族年金もそうであり、そうしたものについては例外を設けられている。しかし、給与所得並みに課税をしようというところについては、どうも割り切れないものがある。年金受給者からも、せめて年金には課税をしないであらうという要求は、非常に強いわけなんです。そこで一気には課税をしないということになかなかいかにしても、かなり高額な年金を受給するといふような人もあるわけだし、また、かなり少ない、気の毒なような年金しかもらわない人もあるわけですが、ある程度所得制限なども若干そういう意味でつけることもやむを得ないけれども、年金には課税しないという特別な扱いに持っていけないかどうか、こういう点でございますが、この問題については、きょうは主税局を呼んでおられますので、次官、いかがでございますか。

○吉瀬政府委員 どうも主税局参つておりませんので、私、部外から御答弁申し上げていかと思ひますけれども、年金のそもそもの目的が最低生活の保障であるか、あるいは勤務期間中における所得について、その所得と連続するような水準の年金を保障するか、いわゆる年金水準の議論によりまして問題は分かれてくるのではなからうかと思ひます。ですけれども、年金の水準がある程度社会的に見て課税に相当する程度の収入を得るなら、やはり税の理論からいいますと、担税力がそこに発生するわけでございます。しかし、それに対しては、過去勤務に対する掛け金を負担した、その結果に対する所得ではあるまいかというやうな問題はあろうかと思ひますけれども、これはやはりいまの税制上一定の所得水準というところをめぐらして、しかし、いま御指摘もございました特定のものははずすというやうな思想に成り立っているのではなからうか。なお、詳細につきましては担当のほうから御答弁があると思ひますが、しかし、御質問のやうな年金の特殊性に立脚する税の理論というものはあり得ると思ひます。

○広瀬(秀)委員 私は、いま給与所得並みに課税しているということについて、二つくらい理由があるだろうと思つて、それは、社会保険料の控除ということ、現職時代に税金をかけていなかったではないか。だから、年金からも今度は引きますよ、給与所得とみなして税金の対象にいたしますよというところが一つあるだろうと思つたし、それからもう一つは、いまおっしゃるやうに、担税力に着目をして課税するのだ、こういうことがあろうかと思ひます。したがって、私どもは非常に高額な年金所得を得るやうなもののについて、一部その担税力という面から課税してもいいだろう、ある程度はやむを得ないだろうと思つたわけですが、そういうものを置きながら、大部分はやはり適正な老後の生活保障といふものが行なわれるその限度までは非課税にしていくのだ、それをこえる、いわゆるたつぷり担税力があるといふものについては、若干の課税はやむを得ない、そういうふうにまず発想として考えてもらいたい。それが一つ。

これもやはり総合課税に扱われるわけですね。したがって、せめてとりあえずの措置として、総合課税にしないで分離課税の方式にしてはどうなのかというやうなことも考えられるわけですが、これはまた主税局長も呼んで税制の審議の中でもやりたいと思ひますけれども、年金問題、共済年金問題に触れる際には、やはり今日すべての年金受給者が、これはもう異口同音に「私どもはしょっちゅう国鉄のOBの諸君などと話す機会が多いのだけれども、みんながこぞって、せめて年金くらいは税金の対象からはずしてくれぬか」ということを切実に訴えられているわけですね。だから、そういう問題を踏まえて、やはりこれからはもう福祉の時代である、老人を大切にしなければならぬという、老人福祉がどれだけ前進しているかということが一國の文明をはかるバロメーターであるといわれるやうな時代を迎えているのですから、この問題についても一歩前進した扱いというものがあつてしかるべきであらう、このやうに

思つたわけですね。この問題については政務次官の見解を聞いてきょうは終つたと思ひますが、前向きにやはりこの問題についても何らかの方法を考えて、ほとんど税金がまともな金額にかかってくるやうなことでなくて、担税力が相当たつぷりある人たちといふやうなものにだけしほられるやうな方法といふものを考えるべきだと思つたので、また副大臣としての考えをこの際聞いておきたいと思つた。

○堀委員 関連して、いま広瀬委員の問題提起は、少し整理をしてこういふふうに理解をしてもらいたほうがいいのではないかと思つたので、年金を受け取っておる人が、その他の仕事があつて収入がふえておるために所得税その他が適用になる、こういうことについての問題ですが、要するに、その他の所得分といふものは、もう時期的に限界があると思つたので、要するに、公務員だつたら大体五十五歳ですか、いまかりに五十五歳でやめたとすれば、大体精一ぱい働いて六十五歳くらいまでではないか。なかなか六十五歳以上の人を雇用しておるといふやうなところはそうないと思ひますので、十年間だ、こうなるわけですね。そこで、その場合にその人が、いまの厚生省が出しておられます生命表で残存年齢を見れば、五十五歳なら何歳までという残存年齢が出るわけですから、六十五歳になつたときには何年、こう出ますね。そうすると、その残存年齢に対して、そこで六十五歳でたぶん稼得がなくなつた場合、あとの生活を年金だけでしなければならぬわけですね。その年金だけではたして著しくやういふ時期と変更のない生活水準が維持できるかどうか。だから問題は、そのときに稼得があるから税を取るといふ話は、税の理論としてはわかりませんが、その稼得部分といふのは、将来に対する、稼得がなくなつたときの補助部分がそこから繰り越されていくものとしてみなしてやらなければ、明らかに六十五歳以上ではもう稼得はなくなる。しかし残存年齢は七十五歳なら七十五歳までであるとすると、その

十年間はいまの不十分な年金でこれまでとそう大差のない生活が維持できるかどうかというところ、稼得がなくなつたときにははがくと、要するに低額の年金でたいへん貧しい老後を送らなければならぬ、こういうことになる。それならば、そこを多少カーブをとつてみて、その間に著しくやういふ生活水準を切り下げなくてもいける範囲を勘案をして、そういう長期的な観点に立つた上での課税の問題といふことですね。

これは年金の場合、何もいまの国家公務員だけの問題ではないのです。主税局長入つてないので、まずいだけども、要するにやういふ考え方、問題は年金を支給しようといふのは、老後の生活の安定に資するためには年金を支給しているにもかかわらず、その他の稼得が一次的にあるために、年金が十分にその部分が効を果さないで、先にいってその部分のマイナスが出るということ、私は年金受給といふものに対しての考え方を補充する意味で、やはり税制上の配慮があつてしかるべきだ。だから、いま広瀬委員の著しく高い所得についてはといふことは、その部分を越えてさらに大きくなつていけるならば、これは先で子供のほうへいくといふ関係のものになるのですから、それまでをわれわれは見ようといふことではありませんが、せんけれども、少なくともいまの年金では十分な老後の生活が維持できないであらうし、老後の生活の維持といふのは、退職時における給与の高さといふものがその人の生活水準といふものを一応規定してはいると思つたので、そういう水準を勘案しながら、その退職時における生活水準が、少なくとも残存年齢が一応みなされておる範囲においては満たされるだけの経済的条件が整うやうな考慮をしながら、一方またそれ以上を上回る者については課税をするといふことはやむを得ないと思ひますが、やはり本来の年金の趣旨、年金を支給する趣旨と老後の生活の安定に資するといふ面からすれば、それらの総合的な配慮の上の課税といふ問題を年度受給者については考へるといふことを検討していただいたら、きわめて合理的な年金

とせば改定の対象となる部分をどうするか。これはたとえ公務員グループあるいは私学・農林グループなどについては各年金の全部について改定の対象とするほうがよろしいといふことが言えるわけでございますけれども、厚生年金等におきましては定額部分と報酬比例部分、この二つに分かれております。この関係をどうするかという非常にむずかしい問題があるわけでございます。

それから、改定の対象となる者でございますけれども、この点につきましては、公務員とか私学・農林グループにおきましてはそれほど問題ございませんが、厚生年金等におきましては、他に収入のない一定年齢以上の者を優先すべきではないかという意見も一部にございます。

それから一番の問題は改定に要する財源でございますけれども、民間グループにおきましては、他の共済組合と異なりまして、三者負担ということが明確になっておりません。そういう関係もございまして、財源調達をどうするかというように非常に大きな問題でございます。

さらに、改定の方式あるいは時期でございますけれども、これは現在のような経済変動の著しい時期におきまして、自動改定方式がよろしいか、あるいは半自動改定方式がよろしいか、あるいは現在のように政策的に毎年状況を見ながら改定していくというものが望ましいか、これはその改定にあたって用いるべき指標の問題にも関連するわけでございます。これについてもさまざまの意見がございまして、はたして完全自動方式、こういうようなものができるかどうか、こういう問題もございまして、

そういうことで、ただいま御説明いたしましたように、何と申しましても民間グループの問題が一番大きな問題でございます。そこで、民間グループは所管省が厚生省一省でございますので、関係の審議会、社会保険審議会の厚生年金部会とそれから国民年金審議会になるわけでございますが、この両審議会におきまして、また年金制度全般の御審議をいたしております。その中におきま

してこのスライド制の問題も重要な一環として御審議いただくという予定になっておりますので、この審議の状況を見ながら、公制連絡調整会議としては今後各グループ間の意見調整につとめてまいり、かように考えておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 だいぶ詳しく説明をされたわけですが、いまのお話を聞きますと、非常にむずかしいということがわかったというふうなことで、それぞれ沿革を異にする、また体系が異なるので、ここで統一的な基準を設けることは困難だから、今度は四つのグループに分けてやります、こういうことになったということ、さらに財源調達の問題、あるいは改定方式や時期の問題、こういうことではまだ何の結論も見られていない、こういうことですね。

○小田村政府委員 おっしゃるとおりでございます。ただ公務員共済関係、公企体関係あるいは私学・農林関係の各種年金につきましては、一応四十三年以来恩給のアップ率に準じて改定を行なうという方式がある程度ルール化されてきたのではないかと、かような感じを持っております。

○広瀬(秀)委員 確かにそういう面は、毎年このところ、四十三年以来引き続いて一年も休みなしに年金改定が提案されております。だから、その意味では、確固たる制度の上に立った改定ではないけれども、部分的改定が行なわれているというところは、事実として認めるに私もやぶさかではないわけですが、それで、国家公務員共済組合が支給する年金の額の改定方法という資料もいただいているわけですが、四十三年のいわゆる二万四千円ベースというのに従って何回か改定が行なわれてきておるわけですが、そこでいろいろ沿革や体系が違うというふうな問題についても、公務員、あるいは公企体、それから恩給公、こういうものについては、いわゆる前段階的な条件の整備というふうなものも頭に置いて、いつでもスライド制に移れるような形にそろえよう、条件を整備しようというふうな形で、旧制の期間分、あるいは新法の期間分、それぞれについて、四十六年の

改正までに四十二年以降降す改定をしてきて、大体どこも七四・二三%ですが、このくらい上がったという形にそろえたわけですね。こういうようなことは、やはりスライド制というものを前提にした、言うならば条件の整備の段階というものはもうここまでそろえてきている、こういうことがあるだろうと思っております。そういう中で、これは大蔵省に聞きますが、今度提案された法案の内容で、年金の引き上げ率は、そのほかにもいろいろ問題があるけれども、原則的な、中心的な部分については一〇・一%の年金額の引き上げを行なうのだ、こういうことになっているわけですが、これも、今日までやってきた年金改定というものはどういふ位置に立つのか、スライド制という、われわれの要求している自動スライド制への移行という問題と対比して、いままでずっと続けてやってきた改定方式というものがどういふ関係に立つのか、この点を少し大蔵省の考えを明らかにしておいていただきたいと思っております。

○吉瀬政府委員 ただいま御説明申し上げましたとおり、すでに過去数年間、大体恩給の改定に準じて毎年引き上げてきている、そういう意味では、消費者物価ないし賃金の上昇に準じて年金の支給水準が逐年上がってきているというところは事実であります。しかも、その方法といたしまして、消費者物価の上昇、これをまず第一にとらえる。それから賃金の上昇のうち、消費者物価の上昇に見合う部分あるいは生活水準の上昇に見合う部分、そういうような点をいつも基準といたしまして、年金水準の改定が毎年行なわれてきています。

しかも、この年金水準の改定は、これは逐年行なわれてきていると同じように、またその計算の基礎というものも、ある程度だんだん固まりつつあるということも事実かと思っております。ただしこれを制度化して、まあ将来の一つの方式に確定するようになりますと、いろいろな意味で、財源負担の問題とか、あるいは各種の他の民間年金との調整の問題、あるいは公的年金の中における各種の成熟度の差とか、あるいは先ほど審議室長が申し上げました老齢者中心でいくべきなのかというふうな、いろいろな格差の問題等がございまして、もしこれをある程度確定した制度にということになりますと、いろいろな問題がある。

そういうような点で、事実上ある程度のスライド方式が取り入れられておりますけれども、その点を自動化するとか半自動化するということになりますと、制度全般の問題になる。おそらく先生御指摘のとおり、わが国における社会保障制度全般あるいは年金制度全般、こういうふうなものにまでも及ぶ問題が提起されてくるのではなからうか、こういう問題を踏まえましてスライド制というものを鋭意検討しておる次第でございます。去年からグループに分けてから、公務員関係の連絡調整の会議、これを約五回ほどやっておりまして、その中でいろいろいまのような基本問題が提示されておりますが、一つ私どもがやりました点といたしましては、年金改定方式の簡素化でございます。これは特に自治省当局が相当積極的に研究をいたしまして、私どもが加わったわけでございます。過去において年金の改定をいたしたときには、過去にさかのぼりまして、その退職時の俸給を仮定の計算に基づきまして求めていく。

それからまたバックいたしましたとして、というふうな複雑な方法をとっていただけでございますが、それを退職時の年次に応じて、いろいろ異なる上昇率をかけて簡素化していくというふうなことを形式的には実施しているわけでございます。それもやはり年金の改定が改定しやすいようにという一つの試みの一環でございます。この点はなほだ——私ども鋭意研究はいたしておりますが、全面的なスライド制の採用ということになりますと、先ほど来の問題なり種々の問題、これを解決しなければならぬというふうなように考えておるの、現状でございます。

○広瀬(秀)委員 審議室長に聞きますが、いまあ

なたは公務員関係あるいは公企体関係、地方公務員共済関係、あるいは恩給公、こういうようなところでは、年々四十三年以降改定がされている、したがって実際問題としてスライド制が行なわれていると同じような結果ではないかという気持ちの中で先ほど答弁をされたと思うのですが、こういう形でいけば、年金スライドの問題というのはそれでもないじゃないか、いわばなしくずし的に、そのときの経済情勢や、あるいは物価、賃金、生活水準の上昇などを政策的にそのつどそのつど大蔵当局が考えて、あるいは総理府が考えて、改定を毎年出していけば、それでスライド問題はまあ当分のしるのじゃないかという気持ちで答えたかと思うのですが、年金スライド問題というのはそれでいいのかわれわれが言っているのは、やはりある客観的な基準を置いて、こういう場合には自動的にスライドさせていくんだ、こういう制度の開発というか、そういうものの施策の立案、そしてそれを法律化していくんだ、こういうものがあなたの方の任務だとお考えであらうと思うのだが、その点どういうようにこのスライド問題について目標を設定して考えられておられるのか、このことが一つ。

それからもう一つ、時期の問題として、経済変動がこんな激しい時期にやるのがいいのかわるか、そういうことをおっしゃられたけれども、経済変動が激しい、特に物価の上昇、賃金水準の上昇、そして生活様式も相当高度化しているというふうな、こういう激変の時代こそやらなければならぬはずなんです。落ちついて、非常に安定した理想の状態になったら、スライド問題なんというのはあまり現実的な意味は帯びてこないわけなんです。その辺のところは、むしろあなたの発想は逆ではないのか。こういう激変の時代にすみやかに実施をしておく。そしてそれは安定した段階では発動しなればいのですから、いまこそ急速に、速急の間にこの作業を進めて結論を出す。こういう変動の激しい時期こそ、いわゆる年金の実質価値が激しく減額されているから、そ

ういふ時期にこそその分をスライドでカバーするということが必要なんだ、こういう観点に立たなければならぬんだけれども、先ほどのあなたの答弁では、それとむしろ逆の方向で、こういう変動の時期には自動スライド制というふうなものやるべき時期ではないんだと言わなければいけません。受け取れるような答えがあったのですが、あなたのその考えはどういうところにあるのか、この二つの点をお聞きしたい。

○小田村政府委員 実は総理府の立場といたしましては、これは各年金を所掌しておる各省の意見の取りまとめを行なう立場にございます。したがって、審議室自体としてはいかなる年金も実際に所掌しておりませんので、そういう立場の者が私見を申し上げるといふことはなるべく差し控えなければならぬのではないかと考えております。先ほど私が申し上げましたのも、各省から出ました意見としてこのようない意見があったということをお紹介したわけでございますので、その点ひとつ御了承いただきたいと思います。

ただ、考えられますことは、かりに法律的な制度としての自動スライド方式というものをとると仮定いたしました、いまのたとえは恩給なりあるいは各種共済年金の引き上げ幅が、四十三年以来一定の引き上げで続いてきておりますけれども、これで各界の完全な御意見の一致を見ているのかどうか、完全に定着したといえるかどうか、その見きわめがつきませんと、おそらく各担当省としてもなかなか踏み切れないのではないかと、かように思っています。その辺の判断は総理府の取りまとめ役としてなすべきことではございませんので、各省の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 吉瀬次長にお聞きしますが、あなたも四十三年以降ずつと毎年政策的な改定方式が積み上げられてきた、こういう形で年金スライド、これは先進諸国では、先進諸国だけではないに、日本よりもGNPも非常に低いし、また国民一人当たりの所得等についても低いような国々

でも、もうほとんどスライド制を実施に移している諸外国の例がたくさんあるわけですね。そういう中でやはりこういう方式で日本のいわゆる老齢年金、こういうようなものがいまのようなやり方でいいのかわか。先進諸国並みにしつかりしたスライド制度というものをつくる方向にいくべきなのか、この点についてあなたの率直な御意見をお聞きしたいと思っております。

○吉瀬政府委員 社会保障制度審議会から年金のスライド方式及びいろいろの年金の調整、その他保険制度全般についての一つの提言を私どもいただいております。その意向を尊重いたしまして、私どももいたしましては、やはり年金の実質的価値が確実に保障されるという方向での前進は、さらに続けていきたい、こう思っております。わけでございます。したがって、先ほど来繰り返し御説明申し上げておりますとおり、共済年金に關しましては、ここ数年間はほぼ実質スライドというふうな形が継続してきているわけでございます。

なお、残された諸問題、こういう問題につきましましてさらに検討を行なひまして、何らかの形で実質的な価値がわりに確実に保障されるという制度の実現に向かひまして前進はいたしたいと思っております。

ただ、この問題は先生もすでに御承知のとおり、たとえば将来の物価上昇なりあるいは賃金上昇、これを担保する方式といたしまして、一つの掛け金制度、いわゆるあらかじめ掛け金を積んで準備金にするような制度、それと同時に西独などが最近採用いたしました一つの賦課金制度とか、いろいろ大きな問題もございまして、もちろん年金のスライド制度がそんなに一べんに賦課金制度に及ぶというふうな形は、現在ではそう急には実現するとは思いませんが、とにかくスライド方式、自動的かあるいは半自動的か、こういう問題をめぐりまして、その周辺に最終的に詰めるなければならぬ問題が多々あるのをごいします。基本的には、確実に年金の水準が保障されるという方向に前進

していきたい、私どももこう考えております。

○広瀬(秀)委員 私どもも社会党では、ことしの二月に公的年金の抜本改革の四原則というのを公表してあるわけですが、その第一原則は、最低保障額の確保ということでありまして、第二の原則が、自動スライド制の確立ということ。第三原則が、これが非常に問題であります、賦課方式の確立、やはりここまではないかと年金の完全な自動スライドというものが政府自身もおそらく踏み切れないのではないかとという立場で賦課方式の確立、こういうことで、現行の積み立て方式からそういう方向に段階的に転換をしていくという原則も出しておる。さらに第四原則としては、年金給付の格差の是正、先ほど室長も言われましたように、体系、それから格差、こういうふうなもの、沿革ももちろん違ふということから、そういうものが確かに現存している。こういうふうなもの、格差を徐々に是正をしていくという方向、こういう四つの原則を出しているわけなんです。

いま論議しておる問題としては、自動スライド制、そしてそのための賦課方式の転換、こういう問題で、これからこの財源調達の問題と関連していきたいと思っておりますけれども、こういう問題も、もうすでに出しておるわけですが、財源調達の問題について、これはやはりスライドの完全な実施という場合に、おそらく皆さんの場合にはそういうことが一番大きい、実は答弁の中ではあまり明らかには言わないけれども、腹の中は、やはりその問題が一番大きいひっかかりになっているんじゃないかと、おそらく思われるけれども、そういう問題について、われわれももうこういう方式も必要であるということも踏まえて考えて、この問題のよういふようなことも踏まえて考えて、この問題の前進のために早急にこの検討と結論を急いでもらいたい、こういう気持ち強いわけなんです。

そこで、ことしの改定あるいは四十三年以降の改定、こういうふうなものが現実はどういう立場で、この改定の引き上げ率、一種の広い意味での実質スライドをやってきたという、そのスライド

はどういう根拠を持った改定率なのか。そして、ことしの一〇・一％というものも、どういふ条件を考慮してこのような率が出たのか、まずこの問題を明らかにしておいていただきたいと思いま

す。
○吉瀬政府委員 本年度一〇・一％引き上げたわけですが、これはまず、消費者物価を中心にしてとらえたわけでございます。四十五年の全国の消費者物価指数、これが七・三％上がっているわけでございます。それと同時に、四十五年の給与の改定率は一二・二％の中には、当然消費者物価上昇に見合う給与の改定がござい

ますので、一二・二％の給与の改定から七・三％の物価上昇率を引きまして、それが公務員の実質的な消費者物価の上昇をこえる給与水準の上昇と、こう踏まえたわけでございます。その給与水準の上昇の中には、生活部分の向上、それと同時に、ポストが新設された、ポストのグレードアップ、上昇があったりというように、公務のサービス、いわゆるポストの上昇により、一つの改定率もあるということ、このベースアップの実質的な上昇部分から、いわゆる生活水準の上昇のための給与水準の上昇率、これを〇・六と押えまして、七・三％に、一二％から七・三％引きましたものがちようど一〇・一になる、こういうような考

え方をとっておるわけでございます。この〇・六と見込むのがはたしていかなる根拠かと、あるいはいろいろな意味で、消費者物価を引いたものがはたして給与の改定になるかというような、計算方式についてはいろいろ問題がありますが、私ども、こういう点を踏まえまして、これが一つの改定率の基準になる、こう考えたわけでございます。
○広瀬秀彦委員 これはいままで、四十六年度における改定、あるいは四十五年度における改定、四十四年度、四十三年度、一貫してこういう方式ですか。途中で変わっておりますか。
○吉瀬政府委員 ずっと変わっておりません。一

貫しております。

○広瀬(秀)委員 そういふことになりますと、スライドのいわゆる調整規定で、物価あるいは賃金水準あるいは生活水準というような要素は、大体その一〇・一％ということを入れたら、どういふようにも見られるわけですね。いまの説明ですと、その三つの項目が、数字には問題があるにしても、そういうものが入っているという御説明なんです。そういうものと、大体大蔵省の考え方というものは、もう自動スライドという場合にも、こういうような数字がやっぱりこの基準に置かれて、おおよそ計数のとり方もそういうものだということを暗示するものである、将来もこのスライド制についての大蔵省の態度というものはこの程度のものであると、こういうことに結びつきま

すか。
○吉瀬政府委員 これは、直ちにそうはいかないのではなからうかと申しますのは、共済年金は、恩給の改定を受けまして、それをいっば自動的に行ってきているというように形になっているわけでございます。もし年金制度といたしましてスライド制をとりますとすれば、先ほど先生御指摘になりましたとおり、たとえば過去三年というのはどうかと、あるいはこの恩給改定方式のこの給与上昇率のうちの生活水準部分の向上に関する部分の率がほんとうにどうか、総収入の計算方式に関する部分、あるいは年次の取り方に関する部分、あるいは自動スライドという対象は、いかにド制をとりますときにスライドをとる対象は、いかなる部分であるべきかというような種類の問題が残っております。方式及び対象につきましてもなお大きな問題が、これを確定したルールとしてとるとすれば残っていると、こう考えております。

○広瀬(秀)委員 今回の改定の理論的根拠というか、それについて、数字をあげて説明をされた。そして、これが将来のいわゆる自動スライド制における基準を必ずしも示唆するものではない、それと直結するものではないということでございます。ですから、それは当然そうあつてしかるべきだし、

これは率直に言わしていただければ、まだまだいかにもお粗末な数字であるということも指摘せざるを得ないと思うわけなんです。そのことはまた別に議論するとして、こうして物価の上昇や賃金水準の上昇が続くという中で年々改定が行なわれる、こういうことになってまいります。そうしますと、共済年金制度の当初の財源率の計算というふうなものについては、そういう事態をまず予想してなかった。一定のグループが一定の時期に入る、その人たちが何年か勤務をして退職していき、そうしたら、そのグループに対してそのグループが積み立てたものが財源になつてそのお金の支払われていくという、そういう形でお金をどんどんこのようにして毎年のごとく出てくる。毎年、もうすでにこのところ五年も連続して

そういう改定が行なわれていく、あるいはまた、その間に軍人軍属期間の通算の問題であるとか、あるいは外国政府職員あるいは外国特殊法人等の期間の通算というふうな問題も入ってくる。あるいは恩給公務員期間の通算が入ってくる。そういういわゆる過去の勤務債務というふうなもの、どうい

どん入ってきますかと、これは全く当初の予想と反した姿で、責任準備金といわゆる不足責任準備金との格差、そして実際に積み立てている積み立て金の格差というふうなものが、どんどん非常に開いてくる。そういうものを数字で見えております。私ども、この年金財政というものがこれで見えだるうかというところ、非常に不安をもつて考えざるを得ないような状況にもなるわけでありま

す。
たとえば国鉄に例をとりますと、皆さんからいただいた資料であります。責任準備金は一兆八千九百七十七億七千二百万円という数字にのぼるわけでありまして、積み立て金は二千五百九十三億、こういうことになってまいります。年々この格差というものは非常に大きくなっていく。こういうことについて、一体このままで推移して、どういふふうなんだらうかという気がするわけなんです。

す。そのために財源率の見直しを五年に一べんずつやっていく、こういうことになっておるわけだと思ふのですが、特に、いわゆる追加費用の負担というところで、過去勤務債務について、三公社の場合には千分の五ずつ毎年積み立てていく、こういうことになる。それは現在国鉄が最高に積んでおつて千分の八十六ですか、積んでいく。しかし、過去勤務債務から出る利子相当分を追加費用で積み立てていく、その一致したところで過去勤務債務は凍結をするのだというたてまえになっているのだけれども、実際には所要の利息積み立て額は

国鉄の場合でも大体千分の百八十六だ。そうすると、まだ半分にも満たない。いつになったらその利息分に追加費用が一致するのかわからないことになると、国鉄の収支計画策定審議会ですか、こういうところを言っているのは、あと二十年たつてからだ、こういうことなんです。その間にも毎年毎年こういふようにして、今度沖繩の通算の問題も入ってくるだろう、あるいは公務員の先ほど提起した問題も入ってくるだろう、あるいは満鉄の引き揚げ者の問題も入ってくるだろう、こういうようなことになって、どんどん過去勤務債務がふえていく。しかも年金改定が、ベースアップあるいは物価上昇に伴つて、そういうものがふえてくる。こういうことになって、これは一体どういふことになるのだからかという不安を持たざるを得ないのですけれども、その辺の共済組合の財政の問題は、いまのままでは、いいの

か。
苦しくなれば、これは結局それじゃ無制限に組合員の掛け金率の引き上げということに結びつくのではないかと、不安を持っています。短期と長期を合わせて現在でも、国鉄が一番高いところ低いところ若干の差はありますが、大体千分の八十二・五くらいになって、現行の給与水準では、いかに将来のためにというところで、一〇％短期、長期のもので給料から天引きをされるということになる、これは容易なことではな

い。給与水準が高いところならいざ知らず、今日の水準の程度で一〇%こういうものにさかれるというところになったら、たいへんなことだ。もうそこに迫りつつある。そういう状況から見ても、それもなかなかできないではないかということをお考えますと、共済組合の財政問題について、現状のままでは何ら差しつかえないのか、何らかそこに考えなければならぬ。

たとえば国が戦後処理的な問題、あるいは恩給公務員、これはまあ公務員の場合に整理資源などといいますが、恩給期間を全部制度発足と同時に引き継いでしまった。そこで、当初における過去勤務債務というものを背負って出発をした。それが全然国からはその分も見られていないのだ。これは修正実額負担方式でいくからいいのだ、こう言っているけれども、それでもなかなか信頼できないという問題もあるし、それから三公社の場合には、千分の五ずつ積み立てていくことと、責任準備金と積み立て金との差はほとんど開くばかりであるということになったらどうなんだという不安を持たざるを得ない。しかも、掛け金率引き上げということで、現状の給与水準の中でこれ以上の負担ということはかなりむずかしいのではないかと、どこまでできてしまっておる。こういうようなことを踏まえて、先ほど申し上げたような恩給公務員期間であるとか、軍人軍属期間の通算であるとか、外国政府職員期間の通算であるとか、こういうような問題、あるいはまた、さらに一步を進めて物価上昇による年金の改定分、こういうようなものは、政府の責任がどこまであるかは別として、やはり政府の責任がきわめて重大である。そういうようなものについて、やはり国庫が相当部分を負担していかなくてはならない、そういう方向に行くべきではないか、こういうことが当然言えるわけだと思っておりますが、この点のようにこの財政問題をお考えに、なっておられるのか。最近、組合員の中にもそういう面でも非常に不安をもってきておる、こういう問題に対して、大蔵省としてどのように考えられ

ておられるか、この点を伺っておきたいと思っております。

○吉瀬政府委員 長期の観点から、いわゆる公的年金の制度、財政のあり方につきましても、いろいろ御指摘をいただきました。私もその御指摘を体しまして真剣に検討すべき時期に差しかけておるのではなからうか、こう思っております。あつちやうと終戦直後の混乱期といいますが、行政需要の拡大期に、相当多数の職員が公務員に吸収された。しかも、公企業も、一般の公務員と同じように、四十五歳以上のいわゆる中間の層と、若くは層といいますが、相当膨大な人員をかかえてきておる。ここ十数年後には、相当それに対する年金の負担なりあるいは退職金の負担なりが増高してくることは間違いない事実であろうと思っております。そういう問題に備えまして、先ほどお話のございましたとおり、五年に一度ごとのいわゆる将来への収支を見直しまして、掛け金率の改定その他を行なっておるわけでございます。国鉄のたぐい御指摘の問題、これは運輸省当局から御答弁いただくといたしまして、一般の公務員関係のいわゆる支払、準備金の不足という種類の問題は、それほど顕在化はしていないと私も考えておるわけでございます。ただ、こういう問題を含めまして、積み立て金方式、これがはたしていかかという基本問題もございしますが、共済制度の発足以前の過去勤務期間に対する財源、これはいわゆる整理資源といたしまして逐次毎年入れておりますので、その点、一時にこれを入れるという方式に対しても、毎年確実に入れているということではあるか、こう思っております。ただ、いずれにいたしましても、各種の組合の成熟度に差がございます。そういう点を踏まえて、将来への財政負担のあり方、こういうものを基本的に、御提案のございました賦課制度も含めまして、再検討する時期ではなからうか。ただ、一つ申し上げておきたいことは、積み立て金方式によります場合には、これは公務員関係で、連合会関係で四百億、全体で六百億ほどの原

資がございまして、これの運用益を毎年相当あげてきておる。しかも、その運用によりまして、組合員の福祉事業が毎年相当充実してきておるといふのも現状でございます。将来への財源問題も含めて、こういう方式につきましては、さらに真剣に検討していきたい、こう思っております次第でございます。

○広瀬秀委員 まだ半分ぐらいしか済んでいないわけで、また党の大蔵部会を十二時半から予定しておりますので、午前の質問はこれで終わります。残余は午後後に持ち越したいと思っております。

○木野委員長代理 午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時五分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、昨三十日質疑を終了いたしております。これより討論に入るのでありますが、本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○齋藤委員長 たいま議決いたしましたたばこ耕作組合法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、藤井勝志君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。木野晴夫君。

○木野委員 たいま議題となりましたたばこ耕作組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文はお手元に配付しておりますので、朗読は便宜省略させていただきます。

御承知のとおり、今回の改正案は、都市近郊産地のたばこ耕作組合の規模の縮小や組合員数の全般的な減少傾向、組合員の兼業化等の諸情勢にかんがみ、たばこ耕作組合について、地区の拡大、議決権及び選挙権制度の整備あるいは代議員会の設置条件の緩和等を行なうものであります。申すまでもなく、たばこ耕作組合は、専売制度のもとにあるとはいえ、その基盤をなす思想は、他の一般的な協同組合と同様に、構成組合員の経済的、社会的地位の向上をはかることが根本目的であり、また、組合は人的結合体として組合員一人一人の意思を十分に尊重し、最も民主的な運営がなされなければならないのであります。

それゆえに、現行法上では、たとえば組合員の選挙権にしまして、耕作面積等にかかわらず一人一票制をとり、また組合員の最高方針の決定を、できる限り組合員の意思が直接表明される総会によるよう、地区組合における代議員会の設置条件も五百人以上の大規模組合に限定してのことであります。

今回の改正案が、さきに述べましたような諸情勢を背景として、耕作組合のこの基本原理は十分尊重されなければなりません。本附帯決議案は、このような趣旨から、政府並びに日本専売公社に対し、この改正法の施行にあたっては、たばこ耕作組合員の総意が十分反映されるよう、あくまで民主主義の原則に立って、組合の運営に遺憾なきを期するよう要望するものであります。

以上が附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府並びに日本専売公社は、本法の施行にあたり、たばこ耕作組合員の総意が十分反映されるよう、あくまで民主主義の原則に立って、組合の運営に遺憾なきを期すべきである。

○齋藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。

○水田國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます

○齋藤委員長 おはかりいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○齋藤委員長 次に、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十

二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 午前に引き続き御質問をいたします。

ここでちょっと数字を伺いたいのですが、国家公務員共済組合法、公企体職員等共済組合法いわゆる三公社関係であります、実際の積み立て金が一番新しい数字で幾らになっておるのか、まずこの点を、運輸、大蔵両省から数字を示していただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 国家公務員共済組合の長期給付の積み立て金につきましてはお尋ねがございましたが、四十五年度の決算の数字が手元にございまして、四十六年度の決算につきましては目下決算整理中でございますので、四十五年度の数字で申し上げます。

○秋富政府委員 三公社の積み立て金額について申し上げます。

同じく四十五年度の金額でございますが、専売公社につきましては三百五十二億七千五百万円、国鉄につきましては二千五百九十三億四千二百万円、電電公社につきましては一千八百二十九億五千七百円でございます。

○広瀬秀吉委員 合計して幾らになりますか。

○秋富政府委員 お答え申し上げます。

合わせまして四千七百七十二億五千四百七十七円でございます。

○広瀬秀吉委員 これに対して責任準備金、これを同様にお示しただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 国家公務員共済組合の長期給付につきましては責任準備金につきましては、ただいま申し上げました六千六百九十七億二千四百万円というのが現実の積み立て額ということになって

おります。特別に責任準備金の額としての計算はいたしておりません。

○秋富政府委員 お答え申し上げます。

責任準備金は、専売公社につきましては一千二百二十四億八千九百万円、国有鉄道につきましては一兆八千九百七十七億七千二百万円、電電公社につきましては五千五百一億五千七百円でございます。これを合計いたしますと二兆五千六百四億一千八百万円でございます。

○広瀬(広)委員 公企体の場合に責任準備金が二兆五千六百四億になる、これに対して現実の積み立て金が四千七百七十二億何がし、こういうことである。本来ならば、積み立て金と責任準備金というのは理論上一致するのがたまたまと思ひますが、このようないへん大幅な離れ方をしているというのは、一体どういうことに原因があるのですか。

○秋富政府委員 これは恩給公務員等の問題、あるいは終戦後におきます終戦処理的な問題、あるいは年金改定による問題、いわゆる過去勤務債務の関係でございます。

○広瀬(秀)委員 まさにそのとおりであると思ひますが、過去勤務債務には、午前中もちょっと触れましたように、たくさん問題があるわけであり、出発当初における当初過去勤務債務、こういうものをまずしよって出発する。後発の過去勤務債務が、たとえば軍人期間あるいは年金額の累次の改定、ベラスアップ、財源率基礎の変更など、いろんな事例があるわけであり、この問題のうち戦後処理的な部分、軍人期間の問題とか軍人期間の問題とか、こういう問題について公共企業体に追加費用という形で持たしていくという点は、いかにも片手落ちな気がせざるを得ないわけであり、こういう面のそれらの問題については、やはり国の負担を、特に戦後処理的な問題については当然やるべきではないか。そうでないと、いま数字を明らかにしたように、どんどんこれは広がってしまふという

うことにならざるを得ないわけなんです、その点についての大蔵省の考え方はどうか。

そういうように、どんどん過去勤務債務が累積をしていくということ、責任準備金はべらぼうにふえていく。現実の年度年度の収支の残額を積み立てていく、あるいは追加費用を積み立てていくというように、あるいは追加費用を積み立てて追いつかない。私はこういうものについては、国が本来持つべき負担分というものがかなり入っているんだ、こういう考えに立つ。したがって、国自身がそれらの問題についてどの部分までは持つ、先ほどの、物価の上昇に伴う年金改定というようなものがここ五年も連続続けられておるといふような問題の中でも、ある一定の部分というものはやはり国の施策の間違ひからきているというように、あることも考えられるのだから、そういう部分の問題をも含めて、さらに戦後処理的な問題なんかは国が全額持つというように、当然考えられてしかるべきだ、こういう所見を持つわけですが、大蔵省としてはこれらの問題点についてどうお考えになるのか。そして責任準備金は二兆五千億にもなるのか。そして責任準備金は二兆五千億にもなるのか。それからその差はほとんど広がっていき、これに対してどうこの問題を考えたいのか。先ほど申し上げたように、やはり組合員が不安を持つ一つの大きな原因にこれがなっている。これらの財政問題についてどのようにお考えでしょうか。

○吉瀬政府委員 一般原則から申し上げます、いわゆる公共企業体、これは国と同様の機能を営んでいくというように、公共企業体の年金負担にしましては、公共企業体がみずからの経済計算のもとで行なっていく、またそういうものなれば将来長持ちできないだろうというように原則があるわけでございます、まさにいま御指摘の戦後処理の問題、これはひとり国鉄のみならず各公共企業体、相当の負担があるいはあるのではありませんか、こう思っておるわけでございます。ただ、戦後いろいろ外地の方々を受け入れた場

合にも、そういう方々がやはり公共企業体の一員として公共企業体の運営に参画していることは事実でございます。それはその部分として一つの公共企業体の収入を稼得するだけの業務に従事したということも事実でございます。ただ、御指摘の点は、現在の日本国有鉄道の長期的な年金取支計算、それから見て将来の見通しはどうなるだろうか、こういう面の見通しから立った一つの御質問ではなからうか、こう思っておるわけでございます。

この見通しにつきましては、御承知のように、過去の勤務に対して毎年国鉄当局が繰り入れ率を高めて行なっている。ただ、これにつきましては、おそらく将来の見通しというものはどうなるであろうかという問題があると思ひます。この点につきましては、国鉄当局なり運輸省当局から先に説明を聞いてみなければわからないわけでございますが、今回、国鉄の再建十ヵ年計画、これにあたりましては相当なる経営のてこ入れを行なう。それにあたりましては、このような年金負担の増高というものを織り込んで諸種の施策を講じておるところでございます。中身はさらに運輸省なり国鉄当局と私も相談いたしまして将来の形を思い定めて対策を検討いたしたいと思っておりますが、原則といたしましては、公経済の主体、また公企業の主体としての公共企業体当局がその中でまかなうという原則がしかるべきものであろうか、こう考へておる次第でございます。

○秋富政府委員 現在、今国会に国鉄財政再建計画を、新しく十ヵ年計画をつくるべく御審議いただいておりますが、その中におきましては、いわゆるこの長期給付の問題も計上いたしてはかかっておるわけでありまして、四十七年度におきましては、いわゆる追加費用率は、千分の九十一にいたしまして四百十億計上いたしております。なお、長期経理の負担金は本年度七百十三億でございます。短期負担金を合わせますと経営費の約五・二％になつておるといふ状況でございます。私どもといたしましては、この十ヵ年計画におきましては、そのその支払いというものを準備いたして計算はいたしておるわけでございますが、ただいま大蔵省からも御指摘がございましたように、長い目で見ましたときに、これは国鉄といたしましても大きな財政上の負担になるわけでございます。今後引き続き財政当局と十分慎重に検討、打ち合わせをいたしていききたい、こういうふうに考へております。

○広瀬(秀)委員 国鉄側から、第一次取支計画策定審議会、第二次同審議会、ここで指摘をされて、おそらく運輸省にこの過去勤務債務について国の負担を求めるといふようなことについて具体的な数字をあげて言つてきておると思うのですが、運輸省はこれを大蔵省に伝えたでしょうか。

○秋富政府委員 それは国鉄のほうから私のほうには申し出もございましたし、国鉄の監査報告書におきましてもやはり指摘されたところでございます。私どものほうとしましては、大蔵省、財政当局のほうにもこの問題については申し入れし、また御相談にあずかつていただいておりますわけでございます。

○広瀬(秀)委員 大蔵省、運輸省からは公企業関係の過去勤務債務の問題について具体的な要求を受けておりませんか。国がその負担をしてもいいたいという数字をあげて、たしか出しているはずですが、そういうものについて受けておりますか、おりませんか。

○吉瀬政府委員 この長期給付関係の過去勤務債務の総額が膨大な額にのぼつておる、また、審議会の経過等につきましては御連絡をいただいております。ただ、国鉄全盛として財政再建等、こういう面から見ますと、すでに国鉄は御承知のように三兆以上の外部債務を持つておる、また、累積赤字にいたしまして八千億にものぼるような累積赤字を持つておる。こういう状況におきまして、私ども過去負債をまず消していくというよりな財政再建方式よりも、むしろ出資なり工事費補助を拡充いたしまして、将来国鉄が経営としてこういうような長期負債にたえる体質改善、

再建をまず第一義として再建計画を編成した次第でございます。この点、御了承いただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 国鉄なり電電公社なり専売公社なりというものは国と同じだ、こういう立場をとられておるわけですけれども、厚生年金の場合におきましては二〇％の国庫負担がある、また公務員共済の場合には一五％の国庫としての負担がある。使用者としての国ではなくて、国庫としての負担をされておる。国鉄、電電、専売というところには、国と同じなのだから、何もそういう国庫負担ということをやらないでやる必要はないのだという。しかし、たとえばいま国鉄の例を、これは予算関係においても次長は国鉄を担当されて十分承認を背負つて再建の時期を迎えておる。しかもこの国鉄の再建計画の中には十数万人に及ぶ人員削減というふうなことも含まれておる。そういうふうになりますと、掛け金を負担する人はだんだん減少をしていく。過去勤務債務はどんどんふえてくる、責任準備金はもう無限にふくれ上がる。積み立て金は、したがって減少をする。千分の五という追加費用が積み立てられていくにしても、そのこと自体がもうすでに経営上困難とされるような償却前赤字が出るような状況になつて、それを出さなければならぬということになつたら、これは一つの経営体として国と同じなのだからというふうなことは言つていられない段階がくるのではなからうかというふうなことも非常にシビアに考へていかなければならぬだろうと思つておるわけですね。

したがって、過去勤務債務についてそれぞれ区分けをして、これは国が当然負担すべきものであるというふうなことで、国鉄が経営上やれる限りにおいて追加費用を出すということもけつこうであるけれども、国の負担分というものをやはりそこにつけ加えていくというふうな措置がとられてしかるべきではないか。公共企業体が国と同じだということであっても、国そのものである各省ご

との共済には国庫負担を一五％やつておるのだというふうなことから見ても、どうもその辺、もうひとつ腹に落ちないところがどうしてもあるわけですね。したがって、前々からわれわれこの委員会に社会党提案の法律改正案も出しているわけでありまして、国庫負担分として二〇％くらい、せめて厚生年金並みくらい、国庫負担を導入してはどうか、こういう問題も出しておるわけでありまして、今日の国鉄の経営の状況、そしてまたこの年金のいわゆる成熟の度合いというものも、国鉄が歴史が古いだけに一番成熟度が高い状態にある。したがって、年金支出の累増というふうなこともどよりも一番早く到達しているというふうな事情もこれあり、これらもろろの事情を考へれば、こうした共済は国と同じなんだからということだけがその合理的説明がなされたとは私どもも受け取りがたいのですが、この問題についてどのように大蔵省として考へておるでしょうか。

○吉瀬政府委員 広瀬先生と国鉄問題を議論いたしますと、釈迦に説法のような感じでございます。点があるわけでありまして、再三繰り返し申し上げましたとおり、やはり国鉄財政再建の基本的な工事費に対する支出とか経営取支の改善という意味で今回の財政長期計画を策定した次第でございます。個別にとつてみますと、たとえば戦時中に空襲等によつて非常に荒れました路線の復旧とか、いわゆる戦後十年間ぐらゐに国鉄の復旧と云つた戦後処理に伴う費用というものは御承知のとおり相当はく大なものがあると思ひます。そういうふうな一つ一つの過去の問題を取り上げないで、前向きにいろいろ財政的な援助をいたしまして、全体としての国鉄の体質改善をはかつていくというのが、先ほど申し上げました趣旨でございます。

ただ、一つ蛇足ながらつけ加えさせていただきますと、いま十年間に国鉄は、これはいわゆる出血退職でございますが、相当な退職者が出てきて、その退職金の負担等も再建期間中には異常な額に達するように私どもも聞いております。ただ、

ただ、一つ蛇足ながらつけ加えさせていただきますと、いま十年間に国鉄は、これはいわゆる出血退職でございますが、相当な退職者が出てきて、その退職金の負担等も再建期間中には異常な額に達するように私どもも聞いております。ただ、

再建期間が終了いたしましたしてノーマルな形の人員規模になりますと、むしろ逆に、その方面の負担が正常化したしまして、軽減されてくる。そのような相殺要素もございまして、それから、年金計算等につきましては、運輸省、国鉄当局が再建計画の通りまして、とにかく現在の組合員が不安のないような形でいろいろな長期給付計画を策定していくと思っております。

なお、賦課金率その他掛け金率を年々増高いたしましたとしても、これはやはり先生御指摘のとおり限度があると思っております。その限度がどの程度のものであるか、また長期取支から見まして国鉄当局がさらに財政負担、財政援助がどの程度可能かということにつきまして、詳細に検討いたしていきたく、こう思っております。次第でございます。

○広瀬(秀)委員 運輸省に聞きますが、国鉄ばかり問題にして恐縮なだけども、国鉄の共済組合員は四十五年から長期の掛け金率を二上げましたね。それから国鉄の負担金率も二上げて、四上げた。それでかろうじて収支計画を策定したわけです。したがって、ほかの公共企業体なりあるいは公務員よりも掛け金率が高くなっていると思うのです。これは四十五年にやりましたから今度は四十九年ですか、次の四十九年になりますと、またこれは二なり三なり上がるのではないかと、さらにその次の段階ではもっと大幅に上がるのではないかと、こういうような不安を持っておられるわけなんです。これらの問題について、どのように将来を展望されて—そう掛け金をめったやたらに上げない、収支計画策定審議会でもそういうふうになるのだというふうなことはない、こういう安心できる数字の見通しというものはどのようになっているのか、この点ひとつ明らかにしておいていただきたい。

○秋富政府委員 先生御指摘のとおり、掛け金でございますが、現在国鉄は四十九・五でございます。それから専売公社におきましては四十六・五、電電公社におきましては四十六というところでございまして、現在におきまして国鉄の掛け金が高い

ことは事実でございます。しかしながら、昭和五十三年までは掛け金、負担金、追加費用、利息取入、これで給付がまかなえてまして、積み立て金は昭和五十三年度末には約四百五十億円で増加いたしました。しかしながら、五十四年から六十六年の間の十三年間は、収入よりも給付のほうが多くなる、積み立て金の取りくずしを余儀なくされるということもまた事実でございます。これによりまして六十六年度末には積み立て金が約千六百億円に減少する、こういう事態になるわけでございます。この期間が一番苦しいかと思うわけでございまして、この期間を経過いたしますと、六十七年度以降におきましては収入と給付というものがほぼ見合、こういう状態になるのではないかと、こういうふうにご予想いたしております。

○広瀬(秀)委員 そういふ一応の収支計画にはなっている、審議会の第二次答申でそういうことがいわれていることは私も承知しておるわけですが、それをかりに信頼するとして、ことしこれだけの改善がある、これまた過去勤務債務の形で累積をしていく。そういうことで、やはり四十五年段階で見通したものと条件が変わってくるだろう、そしてまた経営合理化の名において在職員の数、すなわち掛け金をかける人数が絶対的に減少をするというふうな、これはもちろん国鉄再建十カ年計画をもにらみながらやっておられるとは思いますが、そういう状況が出てくる。しかも今度は年金を受給する数はかなり加速度的にふえてくるという成熟段階に入る。年金支出がどんどんふえてくる。

こういうことになってまいりますと、少ない人数で今度は収支計画のバランスがとれるようにというところになれば、それじゃどこへ持っていくかといえ、どうしたってこれは掛け金率の引き上げというところにかざるを得ないのだというところになると、これはかなり問題が出てくるのではないかと、そういういま答弁されたようなことが一応計画にはあるけれども、次々に財源の見直しをやるたびに掛け金が上がるといふ不安がどうして

もぬぐえない。そういうことを考えて、その不安はない、ほかとやはりバランスをとりながら何らかの形でその掛け金をこれ以上上げないという方向がとれるのか、まだまだこれからの辺まで上がるのか、こういうことについてやはり長期の展望を示しておく必要があると思うのですが、いかがでございますか。

○秋富政府委員 ただいま広瀬先生の御指摘の点は、まさに私たちがいたしましたもきわめて重大な問題でございます。組合員といたしましては重大な関心事でございます。私どもといたしましても、最初申し上げましたように、この問題の重大性にかんがみまして、再建計画におきましては十分織り込んでございまして、けれども、しかし、今後御指摘のような問題が起こらないとも限りませんので、さらに引き続き慎重に検討を重ねていきたい、こういうふうにご考えております。

○広瀬(秀)委員 大蔵省は、いま運輸省に質問した私の疑問に対して、どのような見通しを持たれますか。

○吉瀬政府委員 私どもといたしましては、国鉄の財政再建十カ年計画、これは一応計画はこれから詳細策定する段階に移ると思っておりますが、なかなか計画どおりに実行することは、よほど労使双方及び政府といたしましても慎重にかつ十分に見守っていかねければむずかしい問題ではなからうかと、こういうぐあいに考えております。その中におきまして国鉄のいわゆる年金財政、この点につきましては、確かに御指摘のとおり、少ない組合員で多額の給付金をまかなうていかなければならぬ、こういう問題もございまして、なお、今後どの程度国鉄職員の給与上昇があるかというふうな長期的見込みに立っていきまして、私ども、運輸省から年金の長期的見通しをいろいろ伺っておりますけれども、少なくとも昭和六十年度以降にこれにつきましては総額といたしまして掛け金がある程度平常化していく、平常化していく段階におきましては、いわゆる組合員の給与上昇の動向等とも関連いたしまして、負担増というものはさば

どなくも済むのじゃなからうかというふうな感じも持っております。ただし、こういう種類の問題につきましては、再建期間内といえどもこういう問題につきまして十分心していききたい、こういうぐあいに考えております。

○広瀬(秀)委員 近々のうちに、次の財源率再計算の際に、掛け金率を、国鉄ばかりでなくて、公企体全体について上げないで、先ほど秋富部長から掛け金率の数字のお話がありましたけれども、国鉄の四十九・五を最高にして、あと四十六とか七と言われましたが、そういうものを上げないで済むかどうか、上げないということが約束できる状況ですかどうですか、その点をすばりで答えてください。

○関根説明員 お答え申し上げます。ただいまの財源率の問題につきまして、そのうちの掛け金率の問題でございますが、これにつきましては、主として職員の生存年数とかあるいは国鉄就職者が年金がつくまで勤務するかないかというふうな点と非常にかかわりがございまして、そういう点に大きな変更がない、寿命がものすごく延びるというふうな大きな変更のない限りは、掛け金率については将来ともそう大きな変更はないのじゃないかと、この点でございます。

○広瀬(秀)委員 掛け金率はそう大きな変動はないと言われるわけですが、千分比が四十九・五、大体五％になってきているわけですね。この辺のところ以上は何としても無理があるんでないかということは何となくも言いたいたわけですが、そういう立場で考えていいのかわりか。この点をもう少しはつきり—あと三年後に次の財源率の再計算があるわけですが、その段階あたりでは少なくとも現状維持の掛け金率でいきたい、そういうふうにご了解してよろしい、こういうふうにとつていいのですか。

○関根説明員 五年ごとに再計算することになっておりますので、四十五年から五年の五十年ごろ

には再計算をしなければいけません。これは一応数理計算をしてみないと何とも申し上げられないと思ひますが、先ほども申し上げましたように、寿命が大幅に延びるとかあるいは年金のつくり者が大幅にふえるとかいうような基本的な条件の変更がない限りは、財源率のほうにはあまり響かないのではないかと。問題は、むしろ追加費用をどういうふうに計上していくかというほうにあるかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 かなりはつきりしてきたわけでありましたが、これから福祉政策がどんどん進展をしていく。老人保護、老人福祉というものが前進をしていく。いわゆる平均余命というものが遂次上がっていくであろうという事は言えると思うのです。それで、特に五十五歳定年ということがそのまま移行するという事になれば、やはり寿命がそれだけ延びていくという事とは、それほど大きな変動はないにしても、徐々にふえていくという事は、まず大体傾向として間違いないだらうと思うのです。四十五年の際にもいろいろな要素がどのくらいそれに寄与したかということでは、脱退残存表という要素について、財源率の増減が四・五八上がった。さらに俸給指数、これは逆に四・一八下がった。年金者死亡生残表、すなわち退職年金者の死亡生残表、これが四・一八ふえている。廃疾年金者死亡生残表も四・一八ふえている。予定利率は変更がない。平均加入年齢が一・六二増加している。あるいは有遺族率は四・三一減っている。配偶者との年齢差が〇・六七増。あるいは減額退職年金選択率が一・五二ふえている。そういうようなものを総合して四・〇九という指数が出て、この分だけ掛け金と負担金と両方に割り振って千分の四上げたわけですね。こういうようなことがそのたびに繰り返されるということ、こういう傾向というものがある程度これから大体同じような傾向が出てくるのじゃないかと思ひます。そういう中におきましても、もうそろそろ、現行の給与水準からいって、掛け金率の問題についても、限界に達

しつつあるのではないかと。このことから、それを上げないというようにして、さらに特に運用などの面についても、利益を生むような運用などもさらに強化するなり、あるいはまた、そういう小手先のものではだめで、何といつても国の負担というものが導入されるという形を通じて、掛け金率もこの辺のところ以上には上げないのだというように示すことが必要などころにきていのではないかと、こういうふうに考えるわけなんです。

公務員の場合に、現行一五%国庫が持つている。その分をも含めて、五七・五、四二・五という負担割合になっていくけれども、これを国庫が二〇%ぐらゐは厚年並みに負担をするという方針をはっきり出される。その中で、今度は残りの八〇%は、企業側が五〇%ぐらゐ持つ、あるいは組合員の掛け金が三〇%持つ、こういうような負担割合などに、やはりそういう方向で制度の改善というのを進めていかなければ、いまのような状況では、しよせんは掛け金が上がらざるを得ない。追加費用の千分の五というものがむしろ重大だ、こういうおっしゃっているけれども、その率を上げるというようなことも、国庫の財政からいって、あるいはまた公社の財政からいって、なかなか無理な面もあるという事を考えれば、やっぱり抜本的に、根本的にそういう改善というものを持つていかなければ、掛け金がどんどんと増えていく上がっていくという事にならざるを得ないだろうと思ひます。そういう基本的な問題を踏まえて、どのように大蔵省としてはこれらの財源の問題についてこれからは改善をはかるかとしておられるか、お考えはありますか。

○吉瀬政府委員 将来の見通しの問題でございまして、かなり変動要素を含んでいる問題でございまして、明確なお返事ができなくて恐縮なんでしょうが、先ほど国鉄当局から御答弁申し上げましたとおり、少なくともこの数年間あるいは次回の改定期につきましては、異常なる事態の変動がない限り、そう掛け金負担の変動はなからう

というような容弁もございましたので、私どもそういうような将来の傾向を見守りまして、もしまた先生御心配のような計算上異常な変動が出てくるといふような事態になりましたら、また再検討し直したい、こう思っております。

ただ、基本原則をいたしまして、たとえば厚生年金で二〇%国庫負担をやっておりますが、御承知のとおり、厚生年金のいわゆる二〇%負担を、給付水準等から勘案いたしますと、国家公務員共済に対する一五%とそう差がないとか、あるいは国鉄等の公共企業体につきましては、やはり公共企業体が国と同じ立場でいろいろ公経済の中で処理していくというふうな、いままでの各年金主体の特殊性に依りまして伝説がありますので、そういう点御了承いただきたい、こう思ひます。

○広瀬(秀)委員 厚年並みに二〇%負担せよという要求に対して若干容弁がありました。けれども私ども納得できない。もう一べん、どうしてできないのだという事を納得のいくように御説明いただきたいと思ひます。

○吉瀬政府委員 はなはだ御難問でございまして、ただ、国有鉄道は相当大きな企業主体でございまして、四十数万人の人をかかえまして、全国で大きな企業経営を営んでおるわけでございます。もし国有鉄道の経営よろしきを得れば、一つの年金経営の主体として、また国と同じような一つの公的な立場を果たす主体といつたしまして、その中でいろいろなものをまかなつていけるというものが基本原則ではなからうか。ただ、再三御指摘のとおり、国有鉄道は過去における種々の重荷を背負つておる。その重荷をできるだけ軽くしめるという趣旨で、私ども前向きの一つの計画をつくつておるわけでございます。年金問題も、確かに御指摘のとおり、大きな国鉄の経営悪化の要因になつておると思ひますが、私どもはそういう年金の主体として十分組合員をして不安からしめるような国鉄の経営を再建したい、こういう面をむしろそちらのほうに力を注ぎたい、こう思つておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 国鉄が経営さえ立ち直つて黒字を生む企業になれば問題は解決だと言われるのですが、やはり私はどうも筋として、国家公務員そのものについて各省が各省の立場で使用者としての国という立場とそれから国庫としての国の立場で、国家公務員共済組合の場合には一五%やはり国庫負担をしている。それにもかかわらず、いわゆる公共企業体という形でそれぞれ事業を、電話電話なりあるいはたばこなり輸送なりという仕事をやっている機関が、なるほど国の機関に間違ひはないけれども、どうしてそれじゃ、各省とかりに同じレベルで頭をそろえたにしても、国庫としての国が二〇%負担しておかしくないかということについては何ともしも腹に落ちかねるものがあるわけですね。これはまた問題として将来に残しておきますけれども、やはり国庫として、国の立場においてこの二〇%ぐらゐの負担を見るという事がなければ、企業体そのものも非常に過重な負担をしなければならぬ。国鉄のごときは、いま企業体の立場において運賃を上げようとしても、これだけ国民的な抵抗があつてなかなかできない。それがなければ、それだけの財源が用意されなければならぬというのだが、そういう国民的な抵抗を受けなければならぬ事業体という特殊性を持つておる。そういうようなものを、再建だ再建だということだけでは事はうまくいかない。いろいろな面であつて、そういう点が、組合員が安心してけるような国の施策というものがそこに投入されなければならぬ。こういうことについては私どもも持論としてこれは引つ込めるわけにはいかない。こういう立場で、この際、十分検討願わなければならぬと思つておるわけでございます。これ以上この問題はきよは繰り返しません。

次に、公的年金関係で最低保障額というのがあるのとなつてあるのです。公共企業体関係にはない、公務員関係にはある、こういうような問題。なぜそういう最低保障額というものがあつたか、この辺の理屈がどうも私どもいまだにわからない。この問題、どうい

うようになっておりますか、まずその点だけ伺っておきますよう。

○吉瀬政府委員 御指摘のとおり、その最低保障額があるもの、ないもの、みんな沿革的な制度に由来しております、私も今後たとえ公的年金制度調整連絡会議等の場を通じて、こういう種類の問題の沿革を明らかにし、さらに統一できるものがあれば統一していきたいという考えでおるわけでございます。沿革等々につきましてもまた根拠があると思いますが、そういう点の統一ということとは十分はかかっていきたくないと考えております。

○広瀬(秀)委員 各公的年金について最低保障額があるものについて、これこれの年金で幾らの最低保障かというのをひとつ、今回の改正案に従ってでけつこうですか、示していただきたいと思うのであります。それで、最低保障のない年金も同時に、これは最低保障はありませんというのを整理してお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 国家公務員の共済組合の場合の退職年金に相当するものについて申し上げますと、共済組合関係につきましては最低保障額が十五万円になっております。厚生年金につきましては十三万四千四百円というふうに記憶いたしております。なお、国民年金につきましては九万六千円であったというふうに記憶いたしております。

○広瀬(秀)委員 これは最低保障額というものをきめる基準というものは、どういうところに置かれているのですか。

○鈴木説明員 ただいま私申し上げました金額は、厚生年金の退職年金を基礎にいたしまして計算されているということになっております。

○広瀬(秀)委員 この厚生年金の最低保障額を基準にしているという、これでは答弁に実ならぬかと思ひます。最低保障というものは、一体どういう意味を持つものか。そしてその意味に従ってこれは正しく設定されなければならぬと思ひますが、その基礎になる考え方というものはどういふところにあるのか。この点を伺いた

と思ひます。ただ厚生年金の計算方式がそうだから、こつちでそのとおりにして十五万円にしましたというだけでは、これは答弁にならないと思ひます。どういふものを最低保障額として設定をするのかということには、一つの思想なり一つの立場なり条件なりというものがちやんとあつてしかるべきだし、それについてわれわれはこの委員会でやはり批判もし、そういう問題について改善をはかる、そういう意味で審議をしていくわけですから、この明確な立場というものを答えていただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいまの年金関係につきましては、国民皆年金ということで、すべての国民がいずれかの年金を受けることになっておるわけでございますが、その基礎となりまます皆保険年金制度の母法ともいふべきものは厚生年金ということでありまして、そういう制度の成立、沿革等から、ただいま申し上げましたような最低保障額が定められておるといふふうに承知いたしております。

○広瀬(秀)委員 どうも、ほかにも公的年金がたぐさんある、そういうものが、言うならば、連動をして整合的に行なわれなければならない性格のものだ、こういうことはわかつたのですが、年金においても、やはり最低保障額というものは、老後における年金受給者の、少なくとも健康にして文化的な最低限の生活が営める、そういう意味での老後保障に足る最低限の保障額である、少なくともその程度の説明はなされなければ、私の言ったことに答へられたことにはならないと思ひますが、そういう観点というものはないわけなんですか。ただ、いままでの沿革があるからというので、それを幾らか物価上昇や何かに見合つて少し上げていこうか、こういうことに腰だめの根拠のないものがまかり通つてゐる。そういうものなんでしょうか。

○鈴木説明員 ただいま私、厚生年金が母法というので申し上げましたが、先生御承知のとおり、厚生年金には定額部分と報酬比例部分とがございます。

ます。厚生年金の基礎になっております定額部分は、今度共済においても改正をいたしております根拠になっておりますが、過去九万六千円という金額が、前年でございましたが、これに一定の扶養加給というものを考慮いたしまして、ただいま申し上げました最低保障金額がきまつておるといふことでございます。

○広瀬(秀)委員 それでは政府次官にお聞きしますが、各公的年金の最低保障額というのはどのようにならざるべきものであるのか、次官はどのようにお考えでしょうか。

○田中(公)政府委員 発想の転換とか価値観が多極化しているから云々ということを最近皆さんよく言われますが、いままでの伝統からいへば、いま事務局が答へたことになりましようが、しかし、老後をどうするかとか社会保障制度をどうするかというのを、いままで考えられておつた手段が目的になり、目的が手段になるというふうなことになるかと、まずやはり最低保障額をどうするかということから考えて、それからほじき出すのが順当だといふような気がいたします。

○広瀬(秀)委員 やや前向きな答弁であります。この最低保障額というものは非常に重要な意味を持たせなければならぬと思ひます。やはり老後の生活が少なくとも憲法二十五条並みに保障される、その程度のもので年金における最低保障額といふことの中に織り込まなければならぬ、単にこれは保険システムなんだといふことでは許されない問題点だ、このように考えるわけでありまして、この点では十五万円の数字があつたりあるいは廃疾の場合には、これは廃疾といふ特殊な事情があるけれども、それにしても十八万三千六百円とか十五万円とか十五万五千六百円とか、等級に分けてそういうことになるわけですが、非常に問題がある。なるほど公務の廃疾年金の場合には、改正案では九十五万三千二百円というふうな高い数字になっている。高いといつても、公務によって全く働けなくなつてしまつた人であ

りますから、このくらいはあたりまえなんですけれども、その次が六十二万一千二百円、四十一万三千二百円、こういうふうに公務廃疾によるものでもこの程度であるといふようなことで、この点、非常に問題があるし、われわれとしてきわめて不満な問題を含んでゐる。これらについてももっと真剣に、やはり老後の保障という立場で、豊かなしあわせな老後がおくれるような基準というものをしっかりと力を入れて考えていただきたいと思ひます。

○齋藤委員長 寒川喜一君。

○寒川委員 提案をされております法案のうちで、私は特に国家公務員共済組合法の長期給付、すなわち年金を中心にして御質問を申し上げます。今朝来から広瀬委員が資格の問題なりあるいは運用をいたします上における技術的な問題等について御質問がございましたので、重複は避けたいと思ひます。

そこで、やはり基本的な問題になりますのは、法律としては長期給付という書き方をし、内容を見ると年金、そういうような書き方からいたしましても、ただいまも論争がございましたが、退職後の生活保障という点についてウエイトがないのではないかと、こういうような感じ、すなわち恩給法というものからこの制度に変わつてきた情性みたいな形で諸般の施策が講じられておるような印象を私は著しく持つておるものでございます。したがつて、ここでいふ年金の性格というものを明確にすることによって、今朝来からの質問の問題も、私がいかに質問をいたしますことも明確になつてこようかと思ひます。そういう意味合い

において、国家公務員の共済組合法の中でいう長期給付、すなわち年金というものはどういう性格のものであるか、御説明をいただきたいと思

○吉瀬政府委員 退職年金制度、これは公務員が公務に忠実に勤務し、しかも公務を退いた場合、その後の生活の安定を保障する、また過去における勤務の成果を退職後十分に享受せしめる、いわゆる公務員制度にかかわる公務の能率的な執行とあるいは公務員の忠実な勤務に対する一つの老後の精神保障であるというような意味を持っておるわけでございます。また、特にいま先生御指摘のとおり、過去の恩給制度、これから発生いたしまして旧令制度時代以来いろいろ混合的な要素を持ちまして発足いたしましたので、この性格その他も——この恩給法の対象たる機関の勤務者がまだ全体の共済組合の七割もいるというような現状でございます。確かに性格が混合的な性格を持っていて、これはいえないと思

ただ、これを大局的に見ますと、広い意味の社会保障制度の一環でございます。そういうふうなことで、社会保障制度全体の調和を今後どうはかかっていくかということが、大きな課題ではないかと思

○寒川委員 答弁をするという、ことばで表現をすればそういうことでしょうけれども、やはりバックボーンがなければ、この問題は私は片づいていかなさうと思

したがって、たとえば現在担当の省庁にしましても、私は、総理府に人事局ができて、この仕事を大蔵省が持つておるといふようなこと自体が、根性が入ってやらぬ証拠だと思

たうことについて民間企業等にしましても、地方庁にしましても、ほんとうに労使それぞれがぶつかってこの問題を考えていく中で、やはり人事

管理の当局がこういう制度の運用等については責任を持つておられると思

○吉瀬政府委員 この問題につきましては、人事院が発足いたしましたので、そして給与に関する諸制度は大体一般の公務員につきましては人事院に移管されたわけでございます。たとえば共済関係といふものにつきま

○寒川委員 それでは政務次官にお聞きをしたいと思います。将来ともこうい

○田中(六)政府委員 人事とその裏づけになる恩給をそれから金と別々に仕分けされていくことは、非常にやりにくい問題だと思

○寒川委員 ぜひひとつ積極的に考えていただきたいと思

たうことについて民間企業等にしましても、地方庁にしましても、ほんとうに労使それぞれがぶつかってこの問題を考えていく中で、やはり人事

庁の所管の問題に重大な関係があると思

そこで、先ほど来から財源の問題その他の議論がございましたが、ここで

あるいは一定の期間は一時金でもらってその後年金に変わっていく、こ

同時に、この種の問題になつてまいりますと、外国との関係で日本の制度とい

○吉瀬政府委員 少し時点が古い統計で恐縮でございますが、四十三年

一時金だけがある企業……

なおかつ国家公務員に見合うような形の年金制度がある企業がどの程度あるかと、こ

○吉瀬政府委員 どうも退職金制度があるものだけ

○寒川委員 そういふことと関連して、また統計をお持ちじゃないかと思

○鈴木説明員 お尋ねの十八歳で就職し、という

○寒川委員 一般行政職でよろしい。

が、一応行政職の俸給表(一)によって順次昇給し、上

の共済法でまいりますと、給付率は百分の七十ということになりまます。したがって、年金額は百七十万一千六百円に百分の七十を乗じまして、百九十九万二千二百円ということになります。

○寒川委員 先ほど申されました企業年金を出して、おる二八%の平均年金額はどの程度になってい

ますか。

○吉瀬政府委員 そのとおりでございます。

○鈴木説明員 先ほど吉瀬次長からお答えいたしましたのは、実は労働省の統計に基づくパーセンテージを申し上げましたので、年金の係数ということになりますと、公的年金の厚生年金のほうの係数になりまして、実はここに申しております一時金と年金の併用ということで申し上げました中身については、このパーセンテージ以上にはちょっと私も手元にごさいませんので、お答え申し上げます。

それと同時に、やはり年金が老後の保障の前提になるといふことになりまますと、今回の改正に

○寒川委員 こまかく調べてもらえばあると思いますが、私はかなり低いものだと思います。したがって、われわれの同志の皆さんも基本的な厚生年金の引き上げというものが常に議論になるところであり、同時に最低保障額というものが問題になってくるわけでございます。

それと同時、やがて年金が老後の保障の前提になるといふことになりまますと、今回の改正に

○鈴木説明員 四十年つとめました場合の退職手当の額は、先ほど申し上げました俸給年額を計算いたします場合の基礎となった俸給をもとにいたしまして計算いたしますと、八百六十四万円ということになります。

それと同時、やがて年金が老後の保障の前提になるといふことになりまますと、今回の改正に

根本的、基本的な問題が私は二つあると思います。一つは、すでに御承知のように、いろんな制度を統合してこの年金というものが三十七年から具体的に動き出しております過程で、三十四年のペー

○吉瀬政府委員 確かに御指摘のように、老後の保障という観点からいけば、やはり現在の年齢、そういふような度合いにのびまして年金支給の率を変えていくということも一つの御意見かと思

○寒川委員 全体が動いておらなければ、少しずつ解決するわけですよ。ところが、やはり全体が動いておらなければ、少しずつの解決ということがかなり年数を経過していらつしやる方々は著しい不満がある。そういう問題についても、やはり今後抜本的な改正をするという立場で取り組んでいただきますと、この問題は解決をしないと思

○鈴木説明員 先ほど申し上げました俸給年額を計算いたします場合の基礎となった俸給をもとにいたしまして計算いたしますと、八百六十四万円ということになります。

たえば企業の問題等につきましては、租税特別措置法というよりな形で簡単にいろいろやられる。景気が回復しても、なかなか一たんそういう制度が制定をされるとこれを廃止するということな形でないだけに、そのことを中心に――退職金の残りであるとか年金の金であるとかということ、それにプラスして年とって細々と収益をあげてやられておる方々が、御案内のような形にだんだんと平均寿命が伸びてまいりますので苦勞しておるにもかかわらず、実際はそれを見ておらないということについて、やはりほんとうに早急に考えてもらうことが、現行の制度のもとにおきましても必要だと思ひますが、重ねてお答えをいた

○中橋政府委員 年金あるいは退職一時金につき

○中橋政府委員 年金あるいは退職一時金につき

ましての所得税の課税の問題についてのお尋ねでございますが、これは、実は当委員会におきましても、今回所得税法の一部改正法案を御審議いただきまして、先ほども寒川委員御指摘のところに、昭和四十二年に退職一時金につきましましては、かなり大幅な控除額の設定というをやりまして、その前に比べますと所得税というのは非常に軽減されたと思ひます。その後の退職一時金の支給状況を見てまいりますと、必ずしもそのときに設定いたしました控除額を非常にこえておる例というのは、ほんなに多くはないわけでございますけれども、やはりいま御指摘のような事情も勘案すれば、これはこの際でできるだけ早い機会にもう一度検討すべきではないかという御指摘を受けまして、そういう方向でわれわれも今後対処してまいりたいと思つております。

それに関連いたしまして、もちろんいま御指摘のように、年金についての課税をどういうふうにするかというところでございまして、実は退職一時金についての課税を検討いたします場合には、常に私ども、年金で年々支給されます場合には、しばしば所得税の累積額と、退職一時金について課税されますところの一次的な所得税の金額というものは、やはりある程度均衡を得ていないといかないというふうな考へておられて、常々それは検討いたしておるわけでございます。ただ、年金でございますから、やはり年々支給をせられますというところは、累進税率が低い段階で課税をせられますし、あるいはそれにつきましましては毎年毎年給与所得控除というものが働くわけでございますので、この辺を勘案しながら、また所得税の総合的な負担ということも考へあわせながら検討してまいりたいというふうに思つております。

か。国家がどの程度あるか、おわかりになりませんか。
○吉瀬政府委員 手元に資料がなくて明確な答弁ができませんので恐縮でございますが、私ども常識的に推定いたしておりますところにより、と、いわゆる年功序列型の賃金をとつていない国々、そういうような体系におきましては、退職金制度が一般的にそう普及してないのではなからうか、むしろ年金制度、企業年金などの制度がヨーロッパ諸国ではまず第一義的に考へられておるのではなからうか、そういうふうな考へておりますが、正確な数字がなくてはなはだ申しわけございません。

○寒川委員 こまかいものを議論すれば、この年金の性格自体がやはり問題を内蔵しておるだけに、いろいろな問題がございまして。したがって、私はそういう点はここであまり議論をしません、やはり前段、一番最初に年金の性格の御質問について御答弁がございましたような立場と、ものを、ただ答弁、ことばのあやと、ことばだけじゃなしに、本制度をもう根本的に考え直す時期にきておるのではないかと、そういうふうな気がいたします。いわんや先ほど御答弁のございましたように、本人が出しておるとはいえ、いまやめれば毎月十萬円の年金をもらえて、九百万円近い退職金をもらおうの、これを七分に回しても相当な現金収入が入るといふ現時点で退職する人、これから退職する人の実態というものを、いれ終戦後非常に困難な時期にいろいろ事情があつて短期間の在職で終わつておる人、あるいは特殊な事情での就職で制度の恩恵に浴せない人のために、いろいろ注文がございまして、これを吸収して問題を解決するといふようなことについて努力をしておらぬかと、ここでことばのやりとりをしておるだけでは進まない。いわんや御答弁の中にございまして、もう三十七年から具体的にこれが動き出しまして、かなりの年数で、いろいろな問題の経験を皆さんは積んでおられるわけでございます。そういう意味で、本制

度の根本的な問題の解決に努力をしてもらいたい、ということをお願いしておきます。
それからその次は、今度提案をされております改正の内容のおおまかなことでございまして、恩給法の改正と、独自で共済で改正をしようとする点があるのかないのか。あれば、そういう点についてお答えをいただきたいと思ひます。
○吉瀬政府委員 旧恩給法制度を引き継いで発足したというふうな関係から、恩給のほうの改正にならつて、まさにならつた改正の法案の趣旨になつております。
○寒川委員 これで質問を終わりますけれども、先ほども少し触れましたように、こういう程度の改正であれば、毎回毎回やらすに、やはり立法技術上の問題をばくは真剣に考へるべきだと思ひます。そのことによつて新しい制度を打ち立てれば、それをクロスアップして集中的にやはり議論ができると思つております。そういう点についての特に要望を申し上げて質問を終わります。
○山口(鶴)委員 わが党の広瀬委員からすでに各面にわたつてお尋ねがあつたと思ひますので、若干重複する点があるかと思ひますが、幾つかの点をお尋ねをいたしてみたいと思ひます。
たぶん広瀬委員もお触れになつたと思うのですが、わが党としては民社、公明両党の御賛同をいただきまして、三党共同で、公的年金の金額等の臨時特例に関する法律案というものを提案いたしました。本会議における趣旨説明も行ないまして、それぞれ各党の皆さまにもその内容については御了解をいただいておりますところだと思ひます。問題は、現行の各公的年金制度の間に非常な格差がある。この格差を是正するといふことは一日も早くなすべき課題だと考へます。また、被用者を対象とする公的年金制度にあっては月額三万円、国民年金制度にあっては月額二万円といふものを年金の最低保障額として確保し、文字どおりわが国を先導する世界各國に比較をいたしまして劣らない体制に持つていくということも、

り、特に年金制度についてはそういう観点から再検討すべき段階に十分来ておるのは御指摘のとおりであるというふうな考えです。

○山口(鶴)委員 わが国の国民総生産は、自由主義国では二位、ソビエトを入れれば世界各国の中では三位というようなことをいわれておりますが、国民一人当たりの所得から見ても、もうすでにイタリアの水準を抜いておるわけです。それではイタリアの振替所得はどのくらいかといえは、私、資料を持ってきませんが、たぶん一三、四％程度には行っていると思います。それから西ドイツがいま振替所得が二〇％くらいになっておると思いますが、それでは西ドイツが、わが国の一人当たり所得と同じ水準のときに振替所得が一体どのくらいの場合であったかといえは、これまた一五％をこえておったという状況だったのではないかと私は思います。そういうことになれば、結局、わが国の一人当たり所得からみて、振替所得の率はあまりにも低きに失する。これはもう政務次官もお認めになっておるわけでありまして、どうですか。特にさいふのひもを握っておられる主計当局、そういう私が申し上げたような状況から見ても、なぜわが国の場合は振替所得があまりにも低いのか、その欠陥は一体どこにあり、これを将来どう是正しようとお考えになっておられるのか、具体的に、ひとつ実務的にお答えをいただきたいと思ふのです。

○吉瀬政府委員 先生御指摘のとおり、振替所得の割合は、国民所得統計の中でまだきわめて低いということは事実でございます。この原因としてよく指摘されておりますことは、わが国の社会保障制度が発足後まだ日が浅い、成熟度がまだ低いために、まだ支払い段階に到達していないということも一つの原因としていわれております。それと同時にやはり御指摘のとおり、給付水準がまだ改善すべき点が多々ある。四十七年度予算においては、こういう点に着目いたしましたして、福祉水準の向上ということには乏しい中からやや力を置いたつもりでございますが、なお毎年そういう面の

向上には力を入れていきたいと思っております。

なお、わが国の財政構造とはかの諸国の財政構造と比較いたしましたして特徴的なことは、軍事費が少ないことは事実でございますが、それと同時に、公共事業費のウェイトが相当高い、一六、七％に当たっております。諸外国はそれが三、四、五％から六、七％、そういう点にやはりわが国の社会資本の蓄積が非常に速くおこなわれておる、道路にしろ、港湾にしろ、急速に回復しなければならぬというふうな事情がこういうペースセンターにあらわれておるといふことであると思ふます。振替所得及び社会福祉費の全体の水準、予算の中では相当なウェイトになっておりますが、国民所得統計の中ではなお低い。これにつきましては、将来わが国の社会保障制度の成熟を待ち、それと同時に、給付水準の上昇をはかっていくというこの努力を続けていきたい、こう念じておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 確かにわが国の年金制度の発足がおくられて、まだ支払いが十分行なわれる段階に至っていないという御指摘、まさにそのとおりだろうと思ふます。それからまた、本年度の予算におきまして、高齢者の医療給付についてこれを無料にしていく措置をとるとか、あるいは昨年度において児童手当を創設することに踏み切られたとか、そういう点で逐次振替所得を増大するための努力をいただいていることは、私も決して否定はいたしません。きわめて牛の歩みではないかと思ふますが、前進の方向に向かっていることは私も否定をいたさないわけでありまして、しかし、そういうことを総合いたしましたしても、とにかく日本の国民総生産が高い。しかし、一人当たりの所得がヨーロッパ各国に比べて著しく低かった時代はそれでも済んだと思ふますけれども、一人当たり所得の水準がイタリアをすでに抜いたという段階において、ヨーロッパと比較いたしました際に、あまりにもこの振替所得が低過ぎるという

ことについては、私もやはり真剣に反省をしなければいかぬのじやないかと思ふます。

そこで、私がかつて子供のころ、恩給亡国というふうなことを聞いたことがあるのですが、これはいま間違っておるのじやないか。むしろいまは、振替所得を増大するという意味で、年金制度を充実強化していくということこそが、現在の福祉国家を旨とする国にとっては必要なことなんだ、かように私は考えますが、この点、政務次官、いかがでございますでしょうか。

○田中(六)政府委員 私、現在の環境とかあるいは時代を考へまして、まさしくそのとおりだといふふうな考えですが、ただ、一言言わせてもらいますと、年金根性というものは反面あるわけです。あまり年金根性を国民に植えつけると、それがはたしていい結果を生むかどうかということも、イギリスあたりでもコーリン・クラーク博士がすでにいふ前から言っておるのですが、しかし、日本はイギリスのような社会保障制度になつておりませんし、いまからスタートするのですから、そういうことが当てはまるかどうかは疑問ですけれども、ただ何となくそういうことばが気になることもつけ加えておきたいと思ふます。

○山口(鶴)委員 どうもその辺の認識は、私も受け取りかねます。やはり福祉国家を旨とするために振替所得を引き上げていくことこそが現在のわが国として緊急なことなんだ、このくらいに考へ方は政府・与党においても十分確立をいたしたくように、これは強く要望をいたしておきたいと思ふます。

さて、それでは、具体的な問題を幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

まず第一は、これはすでに論議があつたと思うのでありますが、今回の年金改定の方式についてであります。この共済組合の長期給付、共済年金がいつまでも恩給のあと追いであることはいかかかという気持ちをお私持っております。今回の改定を見ましても、恩給改定が先に固まって、要するに、その恩給ルールを共済組合にもそのままストレートに持ち込んだ、こういう形をとっておるわけですね。この問題についてはあとでお尋ね

したいと思ふますので、それは一応おきましよう。ただ問題は、消費者物価の上昇はまるまる見る、そして前年の公務員の本俸の上昇率と物価上昇率の差を計算して、これに十分の六を乗じて得た数値と消費者物価の上昇を加えたその合計の率を改定の率とする、こういう方式がここ三年來一応定着をいたしましたようでありまして。しかし私は、この恩給ルールをそのまま持ち込み、しかも恩給ルールがいま申し上げたような方式をずっと採用するということになりまして、そこに大きな矛盾が生じるのではないかと私は思ふます。

といふのは、やめて十年、二十年たった方々の年金の額というのを見ると非常に少ないわけですね。結局、十分の六方式というものがあつたために、あとでやめればやめるほどその方の年金の額が多くて、早くやめればやめるほど損をするという形になるわけです。ですから、公務員の本俸の上昇のカーブに比して、年金も毎年毎年改善はいたしますけれども、その恩給の額のカーブを引きますと、年数がたてばたつほどだんだん差が開く、こういう形になっているわけでありまして。そうなりますと、私は各省としても人事管理上困るのじやないかと思ふます。いまは結婚もおそい、しかも子供は大学まで出さなければならぬということになりますと、家計のことを考へればどうしてもやめるのがおそくなる。また、年金のことを考へても、スライド制が確立をしていない現在の方式からいへば、早くやめればやめるほど損をする。こういう形であれば、どうしていつまでも職にしがみつくと、それでなければ、これは高級官僚の方々の場合だと思ふますが、公社、公団あるいは民間に天下り考へるといふようなことになるわけです。やはりそういう人事管理上その他の問題を考へた場合に、この十分の六方式という現在の恩給ルールというものは当然改善をしなければならぬのじやないか、かように私は思ふます。

この点は、恩給との関係でありますから、ひとつ総理府のほうから、改善をするつもりがあるの

かないのか、こういう不合理をいつまでも残しておいていいと思うのか、この点お答えをいただきたいと思ひます。

○平川政府委員 恩給、年金の調整の問題でございますが、先生御承知のように、恩給法の二条の二に、恩給に関する調整規定が昭和四十一年に設けられたわけでありまして、この規定は他の共済年金等にも同文の規定がございますが、この規定の内容について、われわれといたしまして、恩給審議会にその具体的な運用のしかたを諮問したわけでありまして、

恩給審議会の答申の内容は、ただいま先生が具体的に申されたような内容でございます。簡単に申し上げますと、公務員の給与というものを形式的な改善部分と実質的な改善部分に分析いたしました。形式的な改善部分というのは物価の上昇に見合う分であり、それから残りが実質的な改善部分である、その残りの実質的な改善部分の四割は現職の公務員としての職務の責任と内容に基づくものであるから、かつては公務員であっても現在公務員ではない恩給受給者にはそのまま均てんさせるべきではないという答申をいただいたわけでありまして、したがって、結果といたしましては、物価に見合う上昇率と公務員給与から物価を引きましたものの六割をプラスしたという結果になるわけでありまして、この考え方を過去三年來、先生言われましたようなやり方で行政的には實際上ルール化されておる、そのように考えております。

われわれといたしまして、いろいろ検討はいたしておりますけれども、恩給ルールの年金の改定のしかたとしては、現在の段階ではやはり適当なものである、このように考えておる次第であります。

○山口(鶴)委員 これは、恩給審議会に諮問をして答申が出た当時の段階では、おっしゃるとおり適当であったのかどうか知りませんが、やはり世の中は変わっておるわけでございます。そういう中で先ほど来指摘したように、わが国の国民一

人当たり所得も大幅に上昇している。それから、現在は当時に比べれば、やはり福祉国家を目ざそうという国民的な合意もずいぶん進んでいるだろうと私は思うので、そういう状況で当時の恩給審議会の答申だけを後生大事に守っておつて、そのルールでもって固定しているということとは、これは実情に合致しなくなっているのではないかと、このように思ひます。これはしばらくこのルールをそのまま守りつづめておつて、あるいはさうに、恩給審議会に答申するとかあるいはどうとかいたしまして再検討するおつもりというのは総理府にはございませぬのですか。

○平川政府委員 実は恩給問題は、ただいま先生が言われました調整の問題のほかに、いろいろ残された問題がたくさんございます。そういう問題につきましてわれわれは日夜検討は怠っておりませんけれども、この調整の問題につきましてあらためて審議会をつくるのか、そういう検討のしかたは現在考えておりませぬ。

それで、先ほど私が申し上げましたように、受給者にとって一番問題は、昭和四十一年以前におきましては、いわゆる政策的な改定といひまして、たとえば物価なり給与の支給が上がつても、はたして年金が上がるのか上からないのかわからないという不安定感、これが受給者にとって非常に苦痛であった。それにこたえるものが二条の二の恩給の調整規定でありまして、その具体的な運用を審議会に諮問したわけでございます。三年間かかってわれわれといたしましては一つの行政的なルールを實際に確立した。われわれといたしましては、やはりこのルールを推し進めていくことが受給者の一つのあれだ、このように考えておる次第であります。

○山口(鶴)委員 そういうルールをお守りになるというお考えであります。そうすればそうするほど、先ほど来指摘いたしましたように、公務員の賃金の本俸ですね、正確にいえば、本俸の上昇カーブと年金の上昇カーブというものがどんどんどんどん開いてくる。こういう矛盾はますます

拡大するばかりだということをお指摘しておきたいと思ひます。この点は、そういう状況を十分御存じだと思ひますが、ひとつ念頭に置かれてさらに再検討をいたすべきではないのかという主張を申し上げておきます。

それでは、これに関連いたしました、年金のスライド制の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、恩給の場合は、結局いままでは、先ほどの私が申し上げた方式でいけば、まさしくこれは賦課方式だったわけですね。積み立て方式ではなかつたわけですね。現在の国家公務員の共済組合あるいは公共企業体職員の共済組合あるいは地方公務員の共済組合、いずれも積み立て方式であります。そうして恩給の改定方式をそのまま積み立て方式である年金のほうへも右へならえしている。こういうことになつておるわけでありまして、それはやはりおかし。年金は年金として、共済組合の長期給付は長期給付として新たなスライド制というものを検討すべきだといふことは当然だと思ひます。そういう意味で、政府部内に公的年金制度調整連絡会議といふものを設置いたしまして、そうしてこの年金のスライドは一体どうあるべきかといふことについて、すでに相当の期間をかけて検討しているということをお伺いいたしております。ただ、この中には厚生年金や国民年金のような民間のものもある。あるいは公務災害補償のようなものもある。それから先ほど来私があげた国家公務員、地方公務員、公共企業体等職員の共済もある。これはある程度性質が違つたが、それに対して四つのグループを構成いたしました。特に公務員グループにおきましては、いま私どもが議題にいたしております共済組合の長期給付のあり方について、昨年以降すでに数次にわたつて会合を開き、検討していると承っております。この公的年金制度調整連絡会議の公務員グループの今日までの作業の状況は一体どうでありますか。

○吉瀬政府委員 昨年からスライド制その他公的年金の調整の全般に關しまして、とにかく各年金

グループの成熟度が違つ、またおのおの歴史も違つ、ということ、グループ分けして、公務員関係のグループは昨年から五回ほど審議してありますが、このスライドの方式そのものも問題でございますし、それからまた、スライドの対象になるべきものがどこに重点を置くべきかというような問題もあつたわけでございます。たとえば、寒川委員が先ほど御指摘のとおり、高齢者を中心にいたしました程度ものを考えていくべきではないか、これは社会保障制度的な考え方だと思ひますが、あるいは公務員の賃金が長年の賃金というものが、あるいは公務員の賃金が長年の賃金というのに対応する年金制度の一つであるから、やはり最終俸給が中心になるべきではないかという考え方、あるいは問題といたしまして、一つの提案として、今度はそれが一部改正を得たわけでありまして、年金の計算方法が、最終俸給の求め方があまりにも複雑過ぎまして各年金受給者に迷惑をかけている。しかも、いま山口委員御指摘のとおり、ここ数年來、恩給スライドがいかにどうかわかりませぬけれども、恩給改定に準じてこういうような方式がとられておる現在でございますので、いわゆる最終俸給の求め方、これを思い切つて簡素化したわけでございます。

そういうような部分的、形式的な議論の前進は見られておるわけでございますが、何ぶんにもスライド方式をとるといふことは一つの大きなものと考え方の改正点でございます。そういう点を踏まえまして、いろいろな各々年金の基本的な相互の矛盾なり、そういうような意見の差の調整というものをはかつて、鋭意検討を急ごうとしておるものが現状でございます。作業の進展度は必ずしも御期待のとおりに進んでおるかもしれませんが、いろいろな議論が交換されているということだけ御報告いたしておきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 五回にわたつていろいろな議論が重ねられておるというお話でございますが、この問題につきましては、私、実は何回か、大蔵委員會議ではありませぬが、地方行政委員會議で議論をいた

しました。かつて藤枝自治大臣のときにこの問題について議論をいたしました。藤枝自治大臣は、三年以内にスライド制について結論を出しますと明確に実はお答えになったのであります。その後、三年たちましたので、そのときには秋田自治大臣でございましたが、三年という約束の期限が来るではないか、一体どうなっておるかというお尋ねをいたしましたら、いや、藤枝自治大臣がそんな答弁をやっておられたことは私は知らなかったというふうなことになるので、議事録を取り寄せていろいろがたがたいたしたわけでありすが、確かにそういう事実があったということになります。たいへん申しわけなかった、公的年金連絡会議でスライド制の問題については詰めます、しかも公務員グループというものもつくって、そうしてその問題については詰めますということを言われ、さらに一昨年の国会では、山中総務長官も参りまして、このことについては私の任期中にできるだけ詰めるように努力をしよう、こう言われた。山中総務長官はその後留任をせられまして、昨年の国会になりました。また同じお尋ねをいたしましたら、さらに公的年金連絡会議公務員グループを叱咤して、そうしてすみやかにこの答えを出せるように努力をいたしましよとお約束をされたのです。それから一年たつてたまたまのお答えでは、どうも何か、国会ではそのときそのとき御都合のいいことを言っておけばよろしい、こういう無責任な、また無責任時代というふうなことばもありませぬけれども、あるいは私、上州ですけれども、上州の木枯し紋次郎というふうなのがいわれてますけれども、あつしのかかりないこととでござんすというふうな顔をされたんでは（笑声）これは国会軽視じゃありませんか。笑いごとじゃないと思つてます。

総理府から小田村審議室長がお見えであります。きょう山中総務長官は見えないのですか、どうなんでしょうか。総務長官のお約束はその後どうなっておられますか、お答えいただけますか。

○小田村政府委員 公的年金制度調整連絡会議に

つきましては、先生御承知のとおり、四十二年以來たびたび討議を重ねました結果、なかなか議論がまとまらないということで、昨年の一月から、御承知のとおり、四つのグループに分けることにいたしました。四つのグループそれぞれにおきまして、たとえば公務員グループにおきましては大蔵省が座長となつて検討する、私学・農林グループにつきましては文部省が座長となつて検討する、またとめということになりまして、公務員グループ、それから私学・農林グループいずれも共済年金でございまして、この部分につきましてはある程度形態が似通つております。もちろん細部的にはいろいろな問題がございまして、各グループで検討していただいておりますけれども、かなり似通つております。特に年金額の改定につきましては、先ほど恩給局長から申し上げましたように、恩給に準じて年金額を毎年改定しているということがある程度ルーブル化されてきているという実情にあるかと思つてます。

ただ、一番問題でございましては、民間グループ、つまり厚生年金、国民年金及び船員保険の三種でございまして、この年金は、たとえば定額部分と報酬比例部分と二つに分かれております。あるいはまた、その財源の調達方式につきましてもかなり他の年金と違つておるといふような事情がございまして、この民間グループの去就が一番問題であらうかと思つてます。民間グループといたしましては、社会保険審議会及び国民年金審議会におきまして、年金制度の全般的な検討をいたしたというところで、このスライド制の問題につきましてもその重要な一環として御審議をいたさうと思つております。したがって、その御審議の状況を伺いながら各グループ間の連絡調整をはかつてまいりたいということが、調整連絡会議の現在の段階における状況でございまして、

○山口(鶴)委員 全くたよがないというか、木枯紋次郎的な態度というか、非常に遺憾に存じま

す。実は、昨年の国会で山中総務長官はここまで言われたのですよ。公的年金連絡会議ですみやかに結論を出すようにできるだけ督促をいたしましよ。そしてさらに私が、そういう公的年金連絡会議、大体各省の課長さんクラスが中心でやっていますよね、それでは、一応検討はできても、最終的な断を下すことはできぬだらう。問題は、スライド制を実施した場合に、あるいは最終俸給のあり方を一体どうするかという問題もありましようが、問題は、そのスライド制を実施するという場合に、現在の積み立て方式でいけば、こういう場合に、現在の積み立て方式でいけば、こういったスライドというものは全く想定してないわけであつて、保険数理で、公務員のこれからの余命は一体どのくらいあるかとかいうような各種の係数をとりまして、そして財源率というものを計算し、その上に立つてこの掛け金率というものをきめておられるわけでしょう。ですから、問題は、そのスライド制をとつた場合に、その財源率を一体どうするかということがあるでしょう。

そうしますと、その財源率のふえた分をすべて公務員の掛け金にぶつかけるといふことは、これは非常な問題であるといふことは言うまでもありません。いまのところ私も、長期給付に対する公的負担一五%を二〇%にせよといふことで、たびたび党として法律改正案も提案いたしておりますが、当然、この公的負担分をふやすといふこととでなければこれは実現は不可能だらうと思つてます。そうした場合に、最終的には財源率をふえた分に対してその負担区分をどうするか、これに対して公的な負担分を一体どうするか、こういう判断にかかってくる。そうならば、これは課長クラスの会合で判断できるものではない。当然、これは給与関係関係会議等の関係クラスの会議に上げて判断をしなければならぬだらう。その点はどうですかと言つたら、当然、その問題については、意見が詰まれば、閣僚クラスの会議に上げて、それらの政治的な問題を判断しなければならぬでしょう、こゝまで言っているんですよ。それが昨午な

○山口(鶴)委員 どうも熱意のある態度がうかが

議室長さんのお話では、これでは全く昨年よりも前進してないどころか、むしろ後退していると言つた方がいいじゃありませんか。そういうことでは私は国会軽視だと思つてます。この点はまた山中総務長官と、当委員会に御出席いただくなりあるいは地方行政委員会に御出席いただくなりして、議論する場を当然持たなければいかぬと思つておられます。そういう点も小田村さんは御承知だと思つておられます。それでなおかつ先ほど来程度の御答弁でございまして、

○小田村政府委員 御指摘非常に恐縮に存じております。ただ、公的年金制度調整連絡会議は、どのようにしてあるいはどのような形でスライド制を実現すべきである、その間の各種公的年金の関係をどういふふうに見るべきである、こういうことが議題でございまして、したがって、財源調達の問題は、これはそれぞれの各種年金におきまして、スライド制を実施するにあたりどの程度の財源を必要とするか、そのためにどのような財源調達方式をとればよろしいかといふことを個別に検討していただくのが筋であらう、かように考えております。

先ほど申し上げましたように、共済組合の年金につきましては、一応、四十三年以来、恩給のアップ率に準じて毎年年金額の改定をいたしてしております。それで、この改定にあたりまして、現在の積み立て方式をどうするかといふことも、この連絡会議である委員から質問があつたわけでございますが、これに対して、現状の方式を要する必要があるであらう、こういう答弁をまたいたしております。そういうことで、各グループにおきまして、この積み立て方式についてさらに各省間の連絡調整が必要であるという御意見が出てまいつた場合にこれを取り上げる。当面は、このスライド制の実現をどのような形でどのような方式で進めていくのがよろしいかといふことを検討してまいりたい、かように考えておる次第でございまして、

われませんで残念であります。いまのようなきわめてあまいもこたることを繰り返して議論しておいても時間の不経済でもありませんから、ひとつ委員長にお願ひしたいのですが、公的年金連絡会議、四つのグループがあるようでありますから、それが今日まで議論いたしました結果を文書として提示をしていただきたい。その上でまた、どこが具体的問題であるのかということも議論したほうが有効だと思いますので、そのようにお取り計らい願ひたいと思ひますが、いかがですか。

○審議委員長 委員長としてお答えいたします。連絡会議のほうの資料につきましては、できないものもあるかもしれませんが、できるだけ提出をいたします。

○山口(鶴)委員 できないものもあるかもしれぬというふうなお話ですが、できるだけひとつ資料として提示をいただくように要請をいたしておきます。また、この点は地方行政委員会などで山中総務長官にも山席をいただいで議論をいたしたいと思ひますので、この点はひとつこの程度にとどめておきましょう。

次は、据え置き期間の問題であります。公務員の方が退職をされた、あるいは三公社五現業の職員の方でけっこうですが、退職された、そうして恩給ルールによって年金の改定があるわけでありませんが、やめた翌年すぐ改定になるというわけにはありませんね。今回提案されました法律案を拝見いたしますと、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までで退職をされた方は一〇・一%改善をする、こういう形になっております。そうしてこの法律の施行はいつかといえは、昭和四十七年の十月一日ということですね。それいたしますと、年度でいえば、昭和四十四年度に退職された方が昭和四十七年の十月一日にこの年金の改定の恩恵を受けるということであって、結局四十五年、四十六年度、この二年間は据え置き、そして四十七年の十月一日に至って改定される、こういうことです。そうすると、二年半の据え置き期間というものがあられるわけですね。先ほど申し

上げましたように、十分の六方式のために、以前やめた方は非常に上昇カーブが低くなっている。その上に、二年半に及ぶ据え置き期間があるというところは、これまた非常に不利な仕打ちではないか。もちろん、従来の方式から見れば、今年度のこの法律案は大きく改善をされております。従来は四年ないし五年の据え置き期間というものがあったのが、今回この二年半程度の据え置き期間になったということは、これは従来の方式から見て、一歩前進であることは私は否定をいたしません。その点の努力は大いに多といたしたいと思ひますが、しかしそれをもってしても、いまなお二年半の据え置き期間があるということについては、これは一体いかなるものか。これをもっと実情に合わせる、もっと据え置き期間を短縮する、こういうことは当然考へてしるべきではないかと思ひます。この点、さらに——本年それを改善するように修正しろと言っても、なかなか大蔵省のほうはうんとは言わないでしょう。せめて、来年度改正をするときには、さらに据え置き期間を短縮する、こういうお気持ちはあるかないか、百歩譲ったような御質問を申し上げるわけですが、いかがでしょうか。

○吉瀬政府委員 先ほど山口委員からお話がありました。私どももいたしましては、算定方式の簡素化と同時に、従来の四年間据え置きというものを、できるだけ現実に短縮するという努力はしたつもりでございます。この点につきましては、自治省当局が相当先駆的な役割りを果たして大いに研究したわけでありまして、ただ一言、私のほうから言わせていただきますと、まず第一に、これは総務長官が国会でいつか御答弁申し上げたと思ひますけれども、最近の四十六年度の退職者のことを考へてみますと、そのときに集まっております最新のデータが、四十五年の物価及び四十五年の給与上昇、これが年度確定の原則からいいますと、最新のデータであるという面もあるわけでありまして、こういうふうな議論に対しては、四十六年度だって公務員の給与のベースアップがき

まっているし、それから、いろいろな意味で年度を見通した物価上昇率は推定できるのではあるまいか、こういう御議論もあるかと思ひます。ただ一つ、私も共済年金の最終俸給の求め方につきまして、過去三年平均というふうな考え方をとっておるわけでございます。過去三年平均というふうなことをとりますと、その中間の四十五年三月末というところがあるいは平均になるのではないかと考へ方も一つあります。これについてはいろいろ御議論もあるのではないかと。午前中広瀬委員からも御指摘ありましたように、最終俸給にしろという御議論もあるかと思ひます。しかし、これはまたさらに議論を繰り返しますと、厚生年金等のいろいろな制度がある、経過去勤務期間に對していろいろな問題が展開しているというふうな問題もあります。本質的な問題もあるいは含んでいるのではあるまいか。三公社五現業との格差をどうしてくれるかという問題もあるということも承知しております。

それからもう一つの問題といたしまして、これも一つのへ理屈と受け取られると恐縮でございます。すけれども、最近の時点の退職者は相当額の退職金を受領しておる。私どももいたしましては、物価の上昇によりまして年金額を修正するのは、できるだけ過去の人を高く、最近の人は低くというの。たとえば五%物価が上がったから必ず五%上げろというのではなくて、財源その他の事情を勘案いたしました。またデータ等の事情も勘案いたしました。四十五年の三月といたしましては、区切りといたした次第でございます。

○山口(鶴)委員 なかなかいろいろな理屈があるものだと思つて、感心しながら拝聴いたしましたわけでございますが、過去三年間ということを是正するということも、これは一つの大きな課題なんですから、そのことばかりにこだわりのないか、お話を聞きますし、それからまた、退職金というお話もありました。少し口が悪いのでお許しをいただきたいと思います。たとえば吉瀬さん

のごとき高級官僚の方は、これはあるいは国会にお出になるかあるいはどうなるか知りませんが、そうでない場合は、どうも議論にお入りまして、国会承認人事等拝見いたしますと、かつて高級官僚でありましたような方が公社、公団の役員にお入りになる。そういたしますと、額を一々申し上げるのはいかがと思ひますから申し上げませんが、相当額の月給をおもらいになり、そしてまた公社、公団の二年なり三年なり四年なりの任期をおつとめになつて、退職になるときは、公務員として退職いたしました際の退職金に数倍する多額の退職金を受領される。そういう場合は、退職金もあるからという御議論もできるだろうと思ひますけれども、高級官僚でない、国家公務員の中でも下級職にあつて、營々として国民サービスのために長い間勤務をされる諸君、あるいは三公社五現業の諸君、あるいは地方公務員で住民サービスにためております諸君、こういう諸君が退職された場合に、そういった行き場所があるわけではないのですから、せめてもらつた際の退職金で家でも何とかしようかということを考へるのが精一ぱい、あとはこの年金をたよりにして生活をしていくという方が大多数という現状は、やはり踏まえていただかなければならないと思ひます。ですから、民間の厚生年金等、これもまた冒頭申し上げたように、改善をしていくことももちろん必要であります。

そういう上立って考へました場合に、ことし相当の努力をいたした自治省云々というふうなお話もありました。これは政府部内のごとくから、私は別にどうと申しませんが、ひとつぜひ政府一体となつて御努力をいたして、本年一歩前進をした、さらに明年も、それは吉瀬さんおっしゃられたような理屈もいろいろあると思ひますが、それに対する理屈もまたあるわけでありまして、そういう点も考へ先ほど来申し上げたような実態も踏まえて、明年さらに一歩前進するといふぐらいのお気持ちはあつてしかるべきじゃないか

ごとき高級官僚の方は、これはあるいは国会にお出になるかあるいはどうなるか知りませんが、そうでない場合は、どうも議論にお入りまして、国会承認人事等拝見いたしますと、かつて高級官僚でありましたような方が公社、公団の役員にお入りになる。そういたしますと、額を一々申し上げるのはいかがと思ひますから申し上げませんが、相当額の月給をおもらいになり、そしてまた公社、公団の二年なり三年なり四年なりの任期をおつとめになつて、退職になるときは、公務員として退職いたしました際の退職金に数倍する多額の退職金を受領される。そういう場合は、退職金もあるからという御議論もできるだろうと思ひますけれども、高級官僚でない、国家公務員の中でも下級職にあつて、營々として国民サービスのために長い間勤務をされる諸君、あるいは三公社五現業の諸君、あるいは地方公務員で住民サービスにためております諸君、こういう諸君が退職された場合に、そういった行き場所があるわけではないのですから、せめてもらつた際の退職金で家でも何とかしようかということを考へるのが精一ぱい、あとはこの年金をたよりにして生活をしていくという方が大多数という現状は、やはり踏まえていただかなければならないと思ひます。ですから、民間の厚生年金等、これもまた冒頭申し上げたように、改善をしていくことももちろん必要であります。

そういう上立って考へました場合に、ことし相当の努力をいたした自治省云々というふうなお話もありました。これは政府部内のごとくから、私は別にどうと申しませんが、ひとつぜひ政府一体となつて御努力をいたして、本年一歩前進をした、さらに明年も、それは吉瀬さんおっしゃられたような理屈もいろいろあると思ひますが、それに対する理屈もまたあるわけでありまして、そういう点も考へ先ほど来申し上げたような実態も踏まえて、明年さらに一歩前進するといふぐらいのお気持ちはあつてしかるべきじゃないか

と思うのです。この点、三公社五現業のほうを代表する佐藤運輸政務次官もおられますし、また国家公務員の関係の田中大蔵政務次官もおられるわけでありまして、これはひとつ政治家としての御意見を承っておきたいと思ひます。

○佐藤(孝)政府委員 御趣旨に全く賛成でございます。そういう方向で検討されるべきものと判断いたします。

○田中(六)政府委員 先ほど主計局長が説明しましたように、四年間を二年間に据え置き期間を短縮しておるといふふうに向きになっておりますし、今後ともできるだけそういうようなことを踏まえて、いろんな点で改定を加えてまいりたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 ひとつこの点は明年前進いたしますように心から御期待を申し上げたいと思ひます。

それから次は、在職中死亡された方の年金の問題であります。公務でもって死亡された方の場合は別に法律がございます。国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償等による年金がございまして、公務でない在職中の死亡につきましては、十年以上の在職年数がございまして、年金の該当にならない。厚生年金と共済組合と比較するものかどうかと思ひますが、厚生年金の年金額は非常に低い。これは是正しなければならぬわけですが、在職中の死亡の年金につきましては、これははるかに進んだ制度を採用しているわけでありまして、六ヶ月以上在職すれば年金の受給対象になる、こういうことになっております。これについては十年以上の在職というものを短縮する必要があるんじゃないかと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○吉瀬政府委員 御承知のとおり、旧法におきましては二十年というふうなむやみに長期の制限があったわけでございます。ただ、いま御指摘のように、ほかの制度で六ヶ月とか非常に短縮された期間になっておるわけございまして、この点私どものほうの審議会が目下いろいろの事例を集め

まして議論をしておりますところでございます。その議論の結果を待ちまして判断してまいりたい、こう思っております。

○山口(鶴)委員 議論をしたいということですが、とにかく短縮する方向で議論しているというふうにご了解してよろしいわけですね。

○吉瀬政府委員 短縮できないかという議論が進展しております。

○山口(鶴)委員 短縮できるという結論を出すように強く要請をいたしておきましよう。

時間もあれでございますからあとを進めたいと思ひますが、次は雇用人通算の問題であります。今回提案されました法律案を拝見いたしましたも、具体的内容は政令にゆだねておるようでありまして、雇用人通算期間の通算について措置を講ずる旨の法律改正案が提案されましたことにつきまして、政府の努力を多量にしたいと思ひます。ただ問題は、これにつきまして、この政令の内容が一体どうなるかという点であります。一体、政令にゆだねているわけですが、その内容はどういう内容をお考えでありますか、簡単に申し上げますから、ひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 御質問の雇用人期間は、主として地方公務員に關係するものであらうかと思ひます。現在政府部内で一応打ち合わせております政令に定める内容といつたしましては、一つは更新組合員であるということ。それから一つは、原則として五年以内に再就職をする。これは原則としてございまして、その場合に即しての適当な判断はやり得ると思ひます。それからもう一つは、退職の理由が全く本人の責に帰さないやむを得ない理由があった。たとえば町村合併によりまして職務停止、あるいは財政再建団体になりましてやむを得ず減員、その他これに準ずると申しますか、全く本人の都合によらない退職である。さらにもう一つは、昭和二十四年の十月一日以降の退職にかかると申します。大体これだけのことを要件とするように考えております。

○山口(鶴)委員 四つの縛りと申しますか、要件をあげられたわけでありまして、主として地方公務員に關係があるというので御答弁に自治省の公務員部長がお立ちになったのであります。そういうことになったのは、最後の昭和二十四年十一月一日以降という縛りと申しますか、要件を政令内容としてお考えになっておられるというために、対象が地方公務員に主としてなったのだらうと私は推察をいたします。結局もし昭和二十四年の十月一日というこの要件をつけなければ、私は国家公務員の方にも相当やはり該当者が出たのではなかつたかと思ひます。昭和二十四年十月一日というのは長期の施行になった日です。ですから、国家公務員であれば、当時雇用人の方々、当時在職しておられた方はその期間は当然通算になる。それからまた、地方公務員のうちでも教育公務員、学校でいけば助教ですね、こういう方も旧長期の適用がございまして、したがってこれも対象がいなくなつてしまふ。それから国家公務員の方の雇用人はどうかといへば、これは旧長期ができたわけでありまして、通算になりまして、これも該当者がなくなつてしまふ。結局残つたのは市町村の雇用人の経歴をお持ちの方々だけしか該当にならない、こういう結果になるのじゃありませんか。

ですから、私は何も地方公務員だけ対象にしろというふうなことを主張するつもりはありませぬ。これは国家公務員にも、同じ地方公務員の教育公務員にも、あるいは地方公務員であつても県庁の職員、旧長期が適用になったかどういふ方にも対象を広げてしかるべきじゃないか。実はこの問題は地方行政委員会が何回も附帯決議を付しました。その理由は満日の雇用人通算が実現をされた。もちろん一年という縛りはございましてけれども、通算はなされる。この一年の縛りをとることは私も賛成であります。とすれば、国の行政機関と同じような役割をやっている地方自治体の雇用人の方の通算をやつてしかるべきじゃないかといふのが与野党一致した地方行政委員会の主張だったわけでありまして、そういう意味で附帯決議を付

しました。問題は、満日の雇用人通算との比較の問題なんです。とすれば、何も旧長期の二十四年十月一日という条件を付する必要はないんじゃないか。そうでしょ。

それからさらに言えば、たとえば戦争中旧制中学校を卒業して県庁に入ったという方が相当おります。これはみな雇用人ですよ。それで徴兵の赤紙の通知が来た。そういう場合は、雇用人の方は当時をみな退職して戦地に行かれたわけですね。それで戦地で長い間苦勞をされて、復員されて戻つてきた。それでまた、県庁へつとめないかといふので県庁につとめた、こういうのが継続期間になつておるでせう。二十四年十月一日というふうな条件を付せば、そういう数あった事例も全部だめになるわけですね。それから学校の先生の組合もそうですよ。戦争中、戦後、大体学校の先生がなくて困つたわけですね。沖繩でもそうだったろうと思ひますが、結局当時の校長さんが旧制中学、あるいは女学校を卒業したのが村にいないと言つて頼み込んで、学校の先生になつてもらつたというふうな方が相当多いわけですね。そういう方がその後何かの事情でやめたという場合も、これにその後おつとめになつても、旧長期二十四年十月一日適用になつておりますから、これもだめ、こういうことになつておるわけですね。私はそういう事例を考えると、この二十四年十月一日以降の場合、それは旧長期の施行に合わせたわけでありまして、一つの理由はあるかもしれないが、しかし、いま言ったような実態を考えました場合に、あるいは満日雇用人通算というものを考えました場合に、私はこの二十四年十月一日という要件にこだわる必要はないのじゃないか、かように思ひます。この点はいかがですか。

○吉瀬政府委員 確かに御指摘のような問題があると存じます。ただ、私も二十四年という一つの制度の区切りというものをめどにいたしましたのは、これをさらにさかのぼりますと、全部救済するというような問題、全部救済するのでもいいじゃ

方が医療に従事するということも特例として認めておるといふ状況であります。そういうときに、本土の国民健康保険と同じ掛け金を沖繩の民間の労働者の諸君に適用するということは非常に問題がある。同じ意味で、沖繩の地方公務員の諸君に、これまた本土の共済組合の短期給付の掛け金を同じようにかけるといふことも問題であるし、今度沖繩開発庁という役所もできました。国家公務員の諸君も大ぜい沖繩に行くわけでありませう。この諸君に、医療施設が整備されておらぬのに、これまた本土と同じ——各省それぞれ若干ばつぎがあるようでありませう。総理府の場合はたしか財源率が千分の八十だと聞いておるわけでありませうが、それをそのまま適用することになつても、これは相当問題があるのじゃないかと思ひます。いま沖繩は総報酬制で財源率が千分の三十だそうです。これを健保のような標準報酬制に直しますと、千分の四十ないし四十五に当たるのであります。今度衆議院を通過した法律によれば、政府管掌の健康保険は千分の七十三です。これをすばり適用することになれば、非常に上がるわけです。倍とは言わぬけれども、七、八割上がるという形になります。これについては、厚生省お見えだと思ひますが、どうですか。

私は当然、沖繩の医療機関の貧弱な現在の状況を考えました場合に、特例を設けるといふことで検討しておられると思うのでありますが、いかがでありますか。となれば、当然短期給付についてもそれは右へならえしなければいかぬだろうと思ひますが、とりあえず健康保険について特例措置をどう扱うか、お答えをいただきたいと思ひます。

○江間政府委員 先生が御指摘になりましたような点は、われわれもいろいろ考へておるのでありますけれども、御承知のように、従来の沖繩の制度はいわゆる現金給付制度、療養費払い制度をどうしておりました、その関係もございまして、受診率はかなり低かつた、その結果として保険料率もかなり低目であつたというふうなことで、それからまた今度は、おそらく健康保険の被保険者にな

るであろう人たちの大多数は、わりあい都會地に集中しておるといふようなことから考へまして、新しい制度のもとでは現物給付に移行するわけをどうして、いわゆる制度的には質的にかなり大きな変化がある。したがうして、われわれといたしましては、この制度に關しては本土法をそのまま適用いたしまして、保険料率も本土並みに徴収するといふようなことを考へております。

○山口(鶴)委員 この点は喜れの沖繩国会でもいぶん議論になつたんでせう。私はいまの御答弁はいただけなかつたと思ひます。それは確かにいままでは、本土と違つて、お医者さんのほうへお金を払つて、あとから組合のほうからその代金をいただく、そういうことであるから、本土のように気楽に診療に行かぬだろうという点は否定はいたしません。そういうことはあるかもしれませぬ。しかし、何といつても、介輔といふような特別な制度を認めざるを得ないという現実が沖繩にはあるし、これは否定できないでせう。とすれば、とりあえず三年なり五年なり、暫定的に低い制度をとつて、しかし、それがすいぶんお医者さんにかかる、給付も多くなつたといふことで、実情に合わないといふならば、その時点で本土並みに引き上げるといふことをすればいいじゃありませんか。とにかく現状では医療機関も非常に貧弱で、しかも掛け金も非常に安いといふのを、一べんに右へならえといふのは、私はいかにも冷酷なやり方ではないかと思ひます。厚生省、あくまでも暫定措置は一切認めないといふことなんですか。そうじゃなくて、そういう事情もあるけれども、とにかく前向きで検討しよう、こういう気持ちなんですか。いかがですか。

○江間政府委員 先ほど来申し上げておりますように、いわゆる現金給付から現物給付に変わったといふこと、それからまた、給付率の点におきましても、いわゆる被保険者本人は十割になるわけでありませう。医療保険の給付の質的な面に着目しますと、われわれといたしましては、本土並みの

保険料率で当面はやってまいりたいといふふうな考へ方でございます。

○山口(鶴)委員 これは所管が社会労働委員会です。社会労働委員会で大いに議論をしていただきます。ただ、そこで大蔵省、自治省にお尋ねしておきたいのは、あるいは三公社五現業関係にお伺いしたいのは、そういう実情があるわけですね。とすれば、厚生省がどう扱うかということも、それは見なければならぬでせう。法律のたてまえから……しかし、共済組合の短期給付の財源率については、ある程度沖繩の実態に合った特例措置を設けるといふことは、当然検討してしかるべきではないかと思ひます。この点、いかがでございますか。

○吉瀬政府委員 国家公務員につきましては、沖繩が復帰いたしますと、自動的に各省庁の共済組合の所屬になつてくる、国家公務員は各省庁の共済組合に分属するわけでございます。いま先生の御指摘のところは、各省庁の共済組合の財源を圧迫するのだという問題ではなくて、むしろ沖繩の組合員が、短期給付に關しましては掛け金率が激変する、激変しなかつた規定は設けられないか、こういうお話じゃないかと思ひます。これにつきましては、むしろ復帰と同時に、ただいま厚生省から御答弁がありましたように、給付水準が若干向上するといふ問題も一つにはございませうが、もう一つの点として私どもは考へておきたいところでございますが、沖繩の公務員給付につきましては、実質三百六十円レート換算を保障した。それと同時に、なお国家公務員の本土並みの給付の格づけ水準の切りかえを行なひまして、それでもなお、三百六十円換算で現俸が上回るといふようなことになつた場合には、差額調整手当を出す。もちろん暫定的なものではございませうが、こういうようなことによつて給付の水準の實質を保障した。これが返事になるかどうか、判断は別といたしまして、そういうような点から掛け金負担も個人的にたえられないことはないのではないかと感じ

がいたすわけでありませう。それと同時に、もう一つは、国家公務員共済組合全般の制度といたしまして、本土でも、離島とかあるいは遠隔地とかといふ点の共済組合の組合員がいるわけでございます。医療給付の水準といふものは地域によつてまちまちでございますが、地域をとらえた掛け金率の算定といふことは現在行なつておらないわけでございます。沖繩については特例的な掛け金率を設けることにつきましては、現在否定的に考へておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 残念であります。まあ大蔵委員会としてこの法案審議を続けるわけだと思ひますので、当然沖繩の現地のそういう実情を踏まえて、それは法律案でなしに政令事項ですから、大蔵委員会の与野党の御主張を十分聴取されて、また、しかるべき附帯決議をつけることによつて、沖繩の実情に合った措置をとつていただくように、心から期待を申し上げたいと思ひます。共済組合について、長期、短期、いろいろ申し上げましたが、要は、私は、冒頭申し上げたように、わが国の国民一人当たり所得が向上した現在において、やはり欧米諸國に負けないような福祉国家としての実体を備へる。そのための年金の改善にもっと政府が真剣に取り組んでいただくことを最後に心から要請をいたしまして、質問を終わつておきたいと思ひます。

○齋藤委員長 次回は、来たる六月二日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二分散會

昭和四十七年六月八日印刷

昭和四十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局